(案)

第3次東浦町の環境を守る基本計画

[令和 3 年度 ~ 令和 12 年度] (2021) (2030)

令和3年(2021年)3月

東浦町

<目次>

第1章 計画策定にあたって	. 1
1 策定の趣旨2	
2 計画の位置づけ3	
3 上位・関連計画4	
4 計画の期間6	
5 計画の対象範囲6	
第2章 東浦町の環境特性	. 7
1 東浦町の概要8	
2 環境の状況11	
3 住民・事業所の意識調査15	
4 町内事業所ヒアリング調査16	
第3章 東浦町の環境に係る課題	17
1 これまでの社会動向と長期的視点18	
2 東浦町における環境に関する課題20	
第4章 東浦町が目指す環境の姿	27
1 東浦町が目指す環境の将来像	
2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方	
3 基本目標	
4 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関連性31	
5 計画の施策体系(SDGs との関係性)32	
第5章 東浦町の環境を守る基本施策	35
1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり	
2 自然と生き物を大切にするまちづくり(東浦町生物多様性地域戦略) 41	
3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり48	
4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり	
5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり	
第6章 関連計画	53
東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)64	
第7章 計画の推進体制	59
1 推進方法	ر ر
2 進行管理	
	73
	, ¬

	_		
<u> </u>	**	計画策定にあたって	
æ 1			

1 策定の趣旨

私たちの暮らしや経済、社会を取り巻く環境は日々変化しています。近年は、温室効果ガスの大幅削減を位置づけたパリ協定の締結、愛知県で開催された COP10 を契機とした生物 多様性の保全に向けた取組、海洋プラスチックごみ問題などを解決していくための循環型社会の形成など、環境問題はますます多岐にわたり、あらゆる日常生活や経済活動のなかで私たちが取り組むべき課題へと変わってきています。

また、令和 12 年(2030 年)の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて、地球規模での持続的な発展を目指す一方で、誰ひとり取り残さないという理念のもとで、官民一体となったアクションが求められています。

東浦町では、「東浦町の環境を守る基本計画(第1次)」が平成12年(2000年)3月に 策定され、平成23年(2011年)4月には、第5次総合計画の策定と並行して前計画が策定 されました。以降、計画に基づいて環境を守る施策を推進するとともに、環境に関する住民 活動も積極的に行われてきています。

また、前計画の中間年度にあたる平成 27 年度(2015 年度)には、それまでの取組の検証や社会の動向を踏まえ、「中間見直し版」として施策体系や目標値、実施する施策の内容の一部を変更しました。

以上のような経過を踏まえ、私たちは、今後さらに複雑化・高度化する環境問題に向き合うため、これまで東浦町で取り組んできた環境行動を見直し、環境を守るために多様な主体がそれぞれの役割を果たしつつ、個々の取組を有機的に連携させることで相乗効果を生み出すことが求められます。

この度、東浦町が策定する「第3次東浦町の環境を守る基本計画(以下、「本計画」といいます。)」では、今後10年間の将来像や東浦町が取り組む環境施策を策定し、住民・事業者・行政の協働による環境行動を推進することを目的とします。

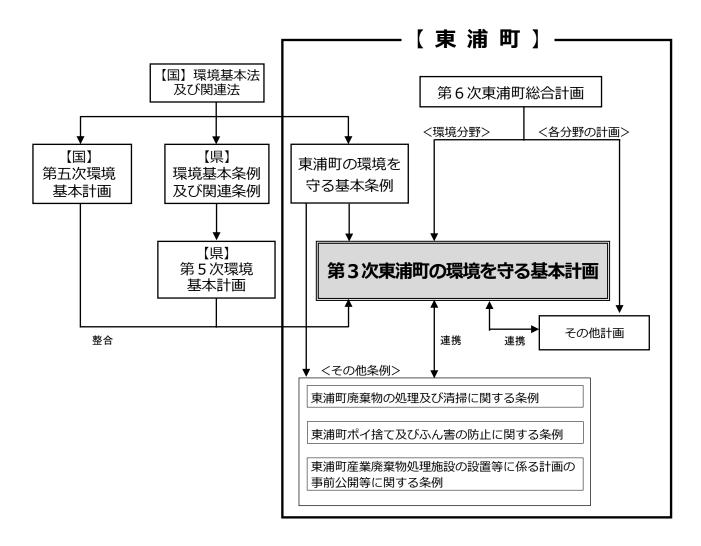
2 計画の位置づけ

本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」(平成9年3月21日条例第15号、改正 平成12年3月21日条例第1号)の基本理念を実現するため策定される計画です。

また、東浦町の最上位計画に位置づけられる「第6次東浦町総合計画(計画期間:2019~2038年)」が掲げる将来の東浦町の姿「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現を環境分野から目指す個別計画であり、他の関連計画との整合を図ります。

本計画は、国や愛知県の環境に関する各種計画・指針を踏まえ、東浦町として果たすべき 役割を施策等として位置づけ、推進するものです。なお、SDGs の考え方については、各施 策に該当する目標を関連づけます。

■ 東浦町の環境を守る基本計画の位置づけ



3 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画について、以下のとおり整理します。

<上位計画>第6次東浦町総合計画 (平成31年3月策定)

<将来の東浦町の姿>

つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦

<総合計画> ※環境分野に関係する施策

3 暮らしを守るまちづくり〈抜粋〉

(1)環境

①地球温暖化防止・廃棄物

【目標】「もったいない」の気持ちを大切に、循環型のまちをつくります

【成果指標】

指標	現状値 (2017 年度)
一人一日あたりの 家庭系ごみの量	533g
リサイクル率	20.1%

	5 年後の目標値 (2023 年度)	20 年後の方向性 (2038 年度)
⇒	429g	7
⇒	22.0%	7

【目標を実現させるための取組】

- · 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進
 - ~ごみの減量化のため、積極的に3Rを推進します。
- ・地球温暖化の防止
 - ~地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を抑制します。
- ・不法投棄させない環境づくり
 - ~地域全体で協力して不法投棄を抑制します。

②自然環境保全

【目標】自然と共生したまちをつくります

【成果指標】

指標	現状値 (2017 年度)
里山の保全活動に参 加する年間延べ人数	2,041 人
BOD 環境基準達成率 (河川)	70.0%

	5 年後の目標値 (2023 年度)	20 年後の方向性 (2038 年度)
>	2,350 人	7
>	100%	7

【目標を実現させるための取組】

- ・豊かな自然と生活環境の保全活動の推進
 - ~環境保全活動への住民参加を促進し、自然とふれあい、親しむ場として利活用できる環境づくりを目指します。
- 外来種対策の推進
 - ~外来種の侵入・拡大による在来種の絶滅を防止します。

<関連計画>【国】第五次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)

<目指すべき社会の姿>

- 1 「地域循環共生圏」の創造
- 2 「世界の範となる日本」の確立
 - ① 公害を克服した歴史
 - ② 優れた環境技術
 - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある
- 3 これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現

<計画のアプローチ>

- 1 SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ○環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出する。
 - ○経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決を図る。
 - ○将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。
- 2 地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上
 - ○地方部の維持・発展にもフォーカスし、環境で地方を元気にする。
- 3 より幅広い関係者と連携
 - ○幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化する。

<関連計画>【県】第5次愛知県環境基本計画(令和3年3月策定予定)

<計画の目標> SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

<目指すべき姿>

・環境の各分野の統合的向上

安全・安心はもとより、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環の各分野が連携しながら、統合的な向上が図られており、全ての県民がいつまでも暮らしていたいと思える、 日本一環境にやさしいあいち。

・環境と経済の統合的向上

工場の生産工程等において省工ネ、省資源対策が進んでいるなど経済活動に環境配慮が織り込まれ、環境対応が企業の競争力強化となり市場規模が拡大している。地球規模の環境の危機をしっかりと認識した上で、環境課題の解決と企業の利益を同時実現するという考え方が定着し、気候変動適応ビジネスや資源循環ビジネスといった環境ビジネスや ESG 投資が拡大するなど環境と経済成長が好循環しているあいち。

・環境と社会の統合的向上

県民一人一人が SDGs を認識し、環境に配慮した健康で心豊かなライフスタイルを実践するとともに、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組んでいる。また、気候変動により増大する自然災害リスクや感染症リスクも踏まえ、環境負荷の少ないまちづくりを進めるとともに、地域資源を有効に活用し、環境で地域雇用が創出され、農山漁村と都市が交流するなど地域が活性化している魅力あるあいち。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)の 10 年間とします。

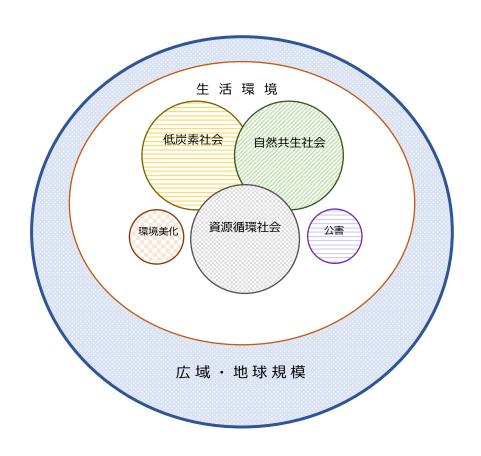
なお、計画の実施状況を確認しながら、必要な場合には中間年度での見直しを行います。



5 計画の対象範囲

本計画では、東浦町の身近な環境を中心に据えながら、広域・地球規模の環境保全への貢献を意識して対象となる範囲を定めます。

具体的には、低炭素社会(地球温暖化対策)、自然共生社会(自然・緑の保全、生物多様性の保全)、資源循環社会(廃棄物対策)の実現を大きな柱としながら、身近な生活環境を守る取組(公害対策、環境美化)を含めるとともに、それらの実現に向けて必要となる環境学習や協働の取組についても対象とします。



1 東浦町の概要

(1)位置・面積

東浦町は愛知県の知多半島北東部、衣浦湾の最奥部に位置し、名古屋市から約 25Km 圏 にあります。南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市、東は刈谷市に接しており、面積は、31.14Km²です。

<東浦町の位置>

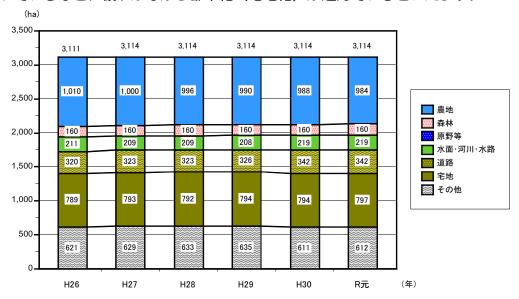


位	置	(役場)
東	経	136° 58'
北	緯	34° 58'

	面	積
東	西	6.2km
南	北	7.7km
面	積	31.14km²

(2)土地利用

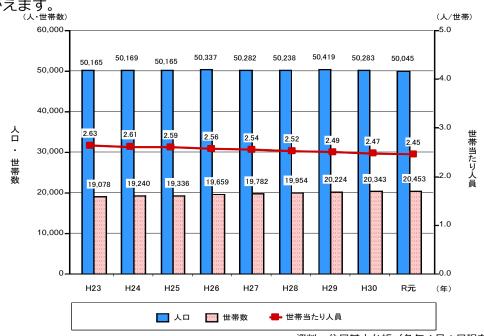
東浦町の土地利用の状況は、都市的土地利用である宅地が 797ha(26.5%)、道路が 342ha (11.0%) と微増しています。また、自然的土地利用については、農地が 984ha (31.6%) で減少傾向にあり、森林が 160ha (5.1%)、水面・河川・水路が 219ha (7.0%) は横ばいとなっているなど、緩やかながら都市化 (宅地化) が進んでいるといえます。



資料:土地に関する統計年報(愛知県) 土地利用面積(市町村別、地目別)

(3)人口・世帯数

住民基本台帳に基づく東浦町の人口は、平成 29 年 (2017 年) の 50,419 人が最も多く、その前後も概ね横ばいで推移しています。一方、世帯数は、平成 23 年 (2010 年) 以降、一貫して増加して令和元年 (2019 年) に 20,453 世帯に、世帯当たり人員は減少して令和元年 (2019 年) には 2.45 人となっており、世帯の縮小により世帯数は増加している状況がうかがえます。

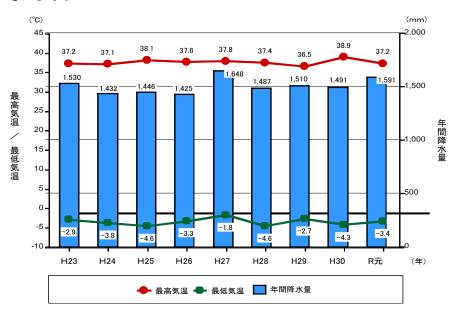


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 気温・降水量

平成 23 年(2011 年)以降、東浦町の気温は最高気温が 36℃台から 38℃台、最低気温が-4℃台から-1℃台となっており、平成 30 年(2018 年)には最高気温が 38.9℃まで高くなっています。

また、年間降水量は、1,400 \sim 1,600 mm台であり、平成 27 年(2015 年)に 1,648 mmで 最も多くなっています。

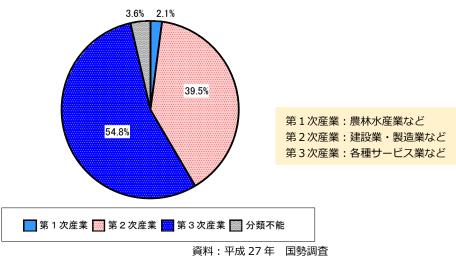


資料:気象庁アメダス観測データ

(5) 産業

東浦町の就業者における産業分類をみると、第1次産業 2.1%、第2次産業 39.5%、第3次産業 54.8%、分類不能 3.6%となっています。

全国の就業構造と比較すると、第2次産業(全国23.6%)の割合が15ポイント以上大きく、一方で第3次産業(全国67.2%)の割合が10ポイント以上小さくなっており、ものづくり産業(第2次産業)を中心とした産業構造になっているという特徴があります。

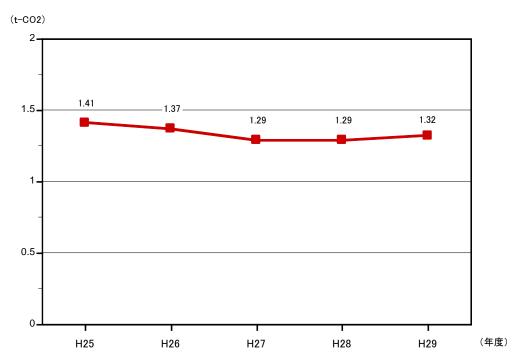


資料:平成 27 年 国勢調査 就業状態等基本集計

2 環境の状況

(1) 地球温暖化

東浦町における住民一人当たりの年間二酸化炭素排出量は、年々減少傾向にありましたが、 平成 29 年度(2017 年度)実績は、わずかながら増加に転じ 1.32t- CO_2 となっています。 令和 2 年(2020 年)以降の新たな温室効果ガス排出削減目標である「日本の約束草案」 における家庭部門の温室効果ガス削減目標より算出すると、令和 12 年度(2030 年度)ま でに排出量を 0.86 t-CO2(目標値)まで低減することが求められます。

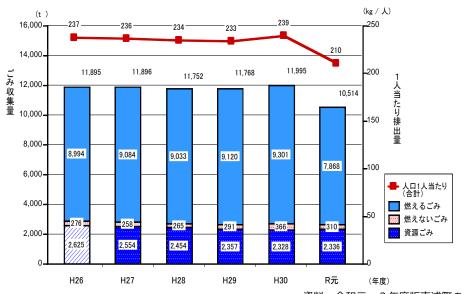


- ※目標値は、気候変動枠組条約第21回締約国会議の日本の約束草案における家庭部門の温室効果ガス削減目標より算出。
- ※二酸化炭素排出量の算出に使用した統計データ:経済センサス(都道府県別)、エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)、 交通関係統計資料(国土交通省)、農業水産省統計情報、愛知県統計年鑑、JR 東海 環境サイト、東浦町まち・ひと・しご と創生総合戦略など
- 注)第6章の東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で用いる指標とは算出方法が異なります。

(2)廃棄物

○燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの推移

東浦町におけるごみの排出量は、ほぼ横ばいでしたが、令和元年度(2019 年度)より家庭系可燃ごみ処理有料化を開始したため、一人当たりの排出量が 210Kg となり、前年度に比べ約 30 kg削減しました。

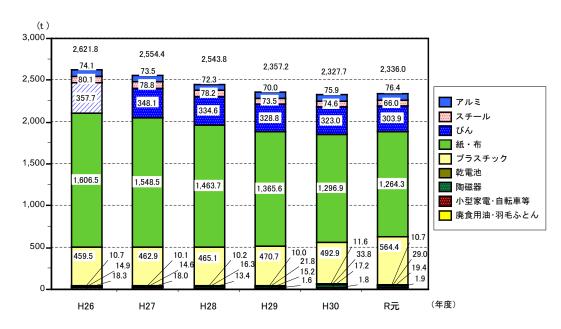


資料: 令和元、2年度版東浦町の環境

○資源ごみの排出量の推移

資源ごみは、平成 29 年(2017 年) 4 月に廃食用油、平成 31 年(2019 年) 1 月に羽毛 ふとんの回収を始めました。排出量の推移をみると、おおむね減少傾向にあります。

種類別でみると、紙・布の排出量が減少傾向にある一方、プラスチックは増加しています。 その他は、ほぼ横ばいとなっています。



資料:令和元、2年度版東浦町の環境

(3)公園・緑地

東浦町には、市街地においても公園や公共施設の緑化などにより、緑や生物の生息環境が確保されています。

また、町内には 59 か所、合計約 39ha の都市公園が整備されているほか、高根の森、東浦自然環境学習の森などの樹林地を緑地環境として保全するとともに、住民に憩いの場として活用されています。

表. 公園・緑地の整備状況

•	W/ /	_		١.
- (FF 47	7	. ,	1 -
١,	単位	٧,	. 1	na)

表.公園・緑地の整備状況				
	種	別	名 称	面 積
			高根中央公園	0.85
			高根南公園	0.74
			卯ノ花公園	0.19
			高根北公園	0.34
			高根児童公園	0.10
			高根山公園	0.31
			高根口公園	0.33
			高根東公園	0.12
			浜田公園	0.10
			石田公園	0.15
			といまや公園	0.27
			上之山公園	0.16
			森岡新池公園	0.13
			片葩の里公園	0.37
			森岡中町公園	0.21
			かみね北公園	0.22
	住		かみね南公園	0.20
	住区基幹	街区公園	なかね公園	0.13
都市	基 於		石浜駅前公園	0.07
市公	公		緒川駅東2号公園	0.12
公 園	公園		三ツ池公園	0.11
			相生の丘北公園	0.10
			相生の丘南公園	0.13
			大池南公園	0.11
			東浦葵ノ荘公園	0.16
			白山公園	0.15
			吹付西公園	0.32
			吹付東公園	0.13
			藤塚公園	0.17
			厄松池公園	0.12
			南ヶ丘中公園	0.38
			あさひ公園	0.66
			濁池西公園	0.28
			取手公園	0.03
			新割木公園	0.09
		近隣公園	森岡自然公園	1.06
		地区公園	※三丁公園	2.10
	都市	基幹公園	於大公園	12.08
		総合公園		

(半位:IId)			
	種 別	名 称	面 積
	大規模公園	○健康の森公園	12
l —	広域公園	(全体面積 51.5)	14.06
	都市緑地	みどり緑地	0.23
		祖母懐北公園	0.06
		下今池公園	0.05
		濁池北公園	0.05
		森岡前田公園	0.07
		古城公園	0.07
		札木公園	0.05
郏		西本坪公園	0.05
都 市		黒鳥公園	0.05
公園		三本松公園	0.06
恴	広場公園	西平地公園	0.09
		平池台西公園	0.09
		平池台東公園	0.07
		平林公園	0.10
		門田公園	0.03
		生路前田南公園	0.05
		荒子南公園	0.09
		南ヶ丘北公園	0.08
		南ヶ丘南公園	0.10
		西午新田北公園	0.03
小 計		38.82	
ふれあい広場		25 か所	1.30
主な緑地		高根の森	5.2
		東浦自然環境学習の森	17.0
		〇※東浦みどり浜緑地	2.3
		飛山池周辺	7.3
小 計 31.8			31.8
合 計 71.92			

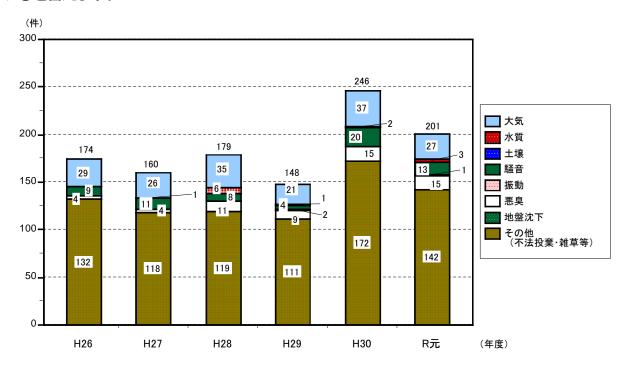
〇:県有施設 ※:整備中

資料:都市整備課〔令和2年(2020年)4月〕

(4) 公害

東浦町に寄せられた公害の苦情については、それまで横ばいであった総数が、平成 30 年度(2018 年度)に大幅に増えて 246 件となり、令和元年度(2019 年度)はやや減少して 201 件となっています。

令和元年度(2019 年度)の内訳としては、大気汚染が最も多く 27 件であり、次いで悪臭が 15 件となっています。不法投棄や雑草については、平成 30 年度(2018 年度)より 30 件減少しましたが、全体の件数は例年より多いため、生活環境に関する様々な問題が増えていると言えます。



資料:令和元、2年度版東浦町の環境

3 住民・事業所の意識調査

住民及び事業所の環境問題への意識や取組の状況、東浦町の環境を取り巻く状況の変化を 把握し、今後の方向性を検討するため、アンケート調査を以下の要領で実施しました。

(1) 住民の意識・意向

	מוט
	・住民基本台帳から 16 歳以上(高校生年代以上を想定)1,450 名を年齢別 地区別に無作為に抽出した。
調査対象	・抽出は、前回調査の年齢別回答率を踏まえ、回答者の年齢構成が同程度に
	なるよう傾斜配分した。
調査方法	郵送配布し、東浦町環境課宛で郵送回収した。
調査時期	令和元年(2019年)10月11日(金)~令和元年(2019年)10月29日(火)
発送数/回収数	1,450 通/437 通
有効回答数	30.1%
調査結果の ポイント	 ・環境に対する興味や関心としては、電気・ガス・燃料等のエネルギーの節約や地球温暖化の防止、ごみの減量などの項目が高い。 ・各種の環境問題については、低炭素社会をはじめ、全体の1/3以上が「内容を概ね知っている」と回答。 ・東浦町における現在の環境の評価は概ね半数が肯定的だが、最近の環境の変化については肯定的な評価は3割未満にとどまっている。 ・環境に対する意識をたずねたところ、「とても意識が高い」、「少し意識が高い」を合計すると約1/4、「ふつう」が約半数を占めている。 ・環境を守ったり良くしたりするために何らか行動しているのは約半数。 ・多くの住民がごみの分別・リサイクルの徹底や油等を排水口から流さない、ごみの水分を少なくするなどに取り組んでいる。

(2) 事業所の意識・意向

, 5 P14711-P1811-N		
調査対象	町内事業所の中から規模や業種のバランス等を考慮し、50 社を調査対象	
<u> </u>	として選定した。	
調査方法	調査方法 郵送配布し、東浦町環境課宛で郵送回収した。	
調査時期	令和元年(2019年)10月11日(金)~令和元年(2019年)10月29日(火)	
発送数/回収数 50 通/28 通		
有効回答数	56.0%	
調査結果のポイント	・環境問題に対する考えは、約6割が基準を最低限守る必要がある、約4割は通常の業務の中でできる範囲で取り組みたいとしている。 ・エネルギーの節約やごみの減量など、経費などに影響がある項目は関心が高く、日常業務の中では、事業所周辺の生活環境の配慮、ごみの減量・リサイクルの徹底、日常的な節電・省エネルギーの実施などが多い。 ・環境配慮を行う際、人材の不足や取組に手間や時間がかかることが課題。 ・現在、地域や住民、NPO等との協働による環境活動を行っている事業所は1割強で、今後は行いたいと考えているのは2割程度。 ・SDGsに対する興味・関心は4割程度あり、過半数が取り組む意向。	

調査結果は、81ページ掲載

4 町内事業所ヒアリング調査

事業所で実施している環境配慮行動の内容、地域と一緒に環境保全活動を行う可能性や条件などについて把握するため、東浦町内の事業所5社を対象に、以下の要領でヒアリング調査を実施しました。

笹っ音	╸╪╬	ITの環培	ルガフ	三田 日石
	3 42 386 6	II <i>()</i>) [百 [日	L 1440	1 三壬 元日

1 これまでの社会動向と長期的視点

(1) 社会に関する動向

【これまで】

日本の総人口は、平成 20 年(2008 年)をピークに減少に転じるとともに、少子化・高齢化が進行していることにより、社会経済の基礎となる人口構造が大きく変わっています。また、国民の働き方や余暇の過ごし方など、価値観や生活様式が多様化するとともに、行動範囲の広域化やインターネットの普及により、社会とのつながり方も変化しています。

【長期的視点】

「5G」、「IoT」、「AI」、「ウェアラブル」、「ビッグデータ」など様々な技術が進展し、あらゆる生活や産業に導入が進んでいます。これらの新技術により経済や社会課題の解決につなげる「Society5.0」に向けた社会の構築に向かって様々な取組が進められています。

しかしながら、令和2年(2020年)に新型コロナウイルスが感染拡大したことで、これまでの状況とは異なる「新しい生活様式(ライフスタイル)」のなかでの社会経済活動が求められています。期待される技術の進歩や次世代の新しいライフスタイルや考え方を踏まえた、新しい発想のもとでの国民の環境行動を促すことが求められます。

(2)環境に関する動向

【これまで】

わが国では、平成 24 年(2012 年)に策定された第四次環境基本計画の下で、平成 9 年(1997 年)に採択された京都議定書に基づく地球温暖化の抑制に向けた取組、平成 22 年(2010 年)に生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で決まった愛知目標の達成に向けた生物多様性の保全の取組、3 R の推進やレジ袋の有料化などによる循環型社会の形成に向けた取組をそれぞれの視点で推進してきました。

【長期的視点】

国際的には、パリ協定に基づき、2050年までに温室効果ガスを80%削減することが掲げられるとともに、排出量実質ゼロに向けた動きも始まっています。生物多様性の分野では、ポスト愛知目標の策定・推進、循環型社会の形成に向けては、脱プラスチックや食品ロスの削減などにより積極的な取組が求められています。

わが国では、平成30年(2018年)4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方も活用しながら、経済・社会的問題の「同時解決」などを実現することを目標としています。また、地域活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方も提唱されています。

今後、環境を持続的に保全・創造していくため、産業活動における取組に加え、社会生活 における一人ひとりの活動や配慮行動が極めて重要になっています。

(3) 東浦町の動向

【これまで】

東浦町では「東浦町の環境を守る基本計画(第2次)」において、「みんなでつくろう! 環境を大切にするまち・ひがしうら」を目指す環境像とし、「自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」、「いのちと健康を大切にする安全のまちづくり」、「モノとエネルギーを大切にする循環のまちづくり」、「住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり」という4つの目標を掲げ、推進してきました。

具体的には、「目標1:自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」では、東浦自然環境学習の森での里山保全活動の実施、町内59箇所の公園の整備・維持活動、補助金による指定文化財や伝統行事の保存、ごみゼロ運動など地域の清掃活動の促進を進めてきました。「目標2:いのちと健康を大切にする安全のまちづくり」では、協定の締結などによる公害防止や継続した環境調査を実施し、関連情報の提供をしてきました。「目標3:モノとエネルギーを大切にする循環のまちづくり」では、ごみ処理有料化などによるごみの減量・分別によりごみの年間排出量を10%以上削減したほか、公共交通の利用、省エネルギー機器や自然エネルギーの導入などを促進し、地球温暖化対策に取り組みました。「目標4:住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり」では、家庭や学校などで様々な環境学習などを展開するとともに、環境に関する多様な情報を発信し、住民や事業者が主体となった環境保全活動を支援してきました。

【長期的視点】

現在、東浦町では「第6次東浦町総合計画」を推進しています。その中で、「基本計画3暮らしを守るまちづくり」の「(1)環境」において、「地球温暖化防止」、「自然環境保全」、「廃棄物」における目標・取組を位置づけています。

本計画において、総合計画で掲げた方針を施策・事業ごとに具体化し、推進するとともに、 複雑化・高度化する環境問題を解決するため、各分野における多様な主体や世代間の協力、 住民や事業者等との協働による取組の推進が課題です。

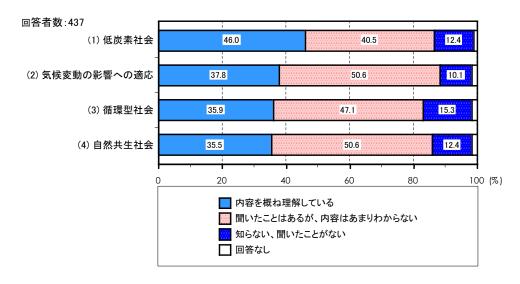
特に、新しい生活様式に適合しながら経済や社会課題を解決するため、温室効果ガスの排出量抑制、食品残さや廃プラスチックの削減など、日常生活からは見えにくい成果を新技術により共有するなど、効率的で効果的な施策・事業を展開することが求められます。

また、SDGs について、住民・事業者・町職員が学習・理解するとともに、グローバルな環境と地域や個人の環境との関係性を学び、日常の中で環境を良くするための率先行動を検討・展開していくことが必要となります。

具体的には、ユネスコスクールをはじめとした環境学習の浸透、町内事業所との連携・協働による産業振興と環境への配慮を両立した経済・社会の形成など、東浦町ならではの環境共生社会の構築を図ることが求められます。そのうえで、知多地域や愛知県における地域循環共生圏の実現に向けた役割を果たしていくことが望まれます。

2 東浦町における環境に関する課題

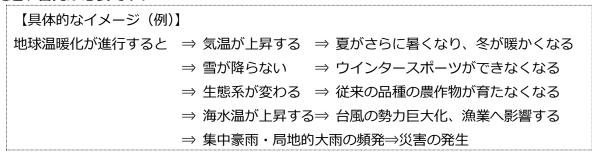
住民意識調査において、本計画の大きな柱である、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の理解度の結果から、全ての項目で8割近くの住民が認知しているなど、環境への意識が高いことがわかりました。



(1) 低炭素社会

「低炭素社会」とは、二酸化炭素の排出を削減し、気候変動の安定化を目指した社会のことをいいます。二酸化炭素の排出を最小化(カーボン・ミニマム)するための配慮を徹底することを当然とする社会システムづくりに向けた施策が必要となっています。

・「低炭素社会」、「二酸化炭素」は目に見えないものであり、住民などは意識しにくいことから、 身近な生活と地球温暖化との関連について具体的なイメージを持つことができるような学習 の促進や啓発が必要です。



・二酸化炭素の排出抑制に向けた「緩和策」だけでなく、気候変動に対する「適応策」について も、検討を進める必要があります。

緩和策:省エネルギー対策や森林等の吸収源を増やすなど温室効果ガスの排出を抑制し、地 球温暖化を防止するための取組。

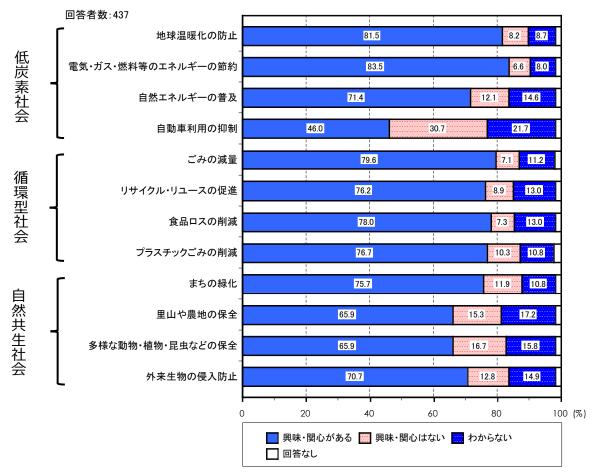
適応策:夏の猛暑など、既に現れていたり中長期的に避けられなかったりする地球温暖化の 影響を軽減する、あるいは回避するための取組。

(2) 自然共生社会

「自然共生社会」とは、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受し、自然と人間との調和のある共存が確保された社会のことをいいます。「生物多様性」とは、あらゆる生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系の「豊かさ」や「バランス」が保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念を指します。

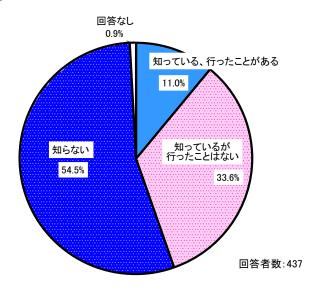
【3つの多様性】

- ・様々なタイプの自然環境があること(森林、草地、河川など) = 「生態系の多様性」
- ・様々な種類の生物が生息・生育していること=「種の多様性」
- ・同じ種類の生物の中にも、遺伝子による違い(形、模様など)があること=「遺伝的多様性」
- ・自然や生物に対し、多くの住民は大切にすべきと考えていますが、日常生活との関係性は希 薄になりつつあり、住宅地付近の自然や樹木等を嫌悪するケースもみられるなど、自然や生 き物を保全する意義や効果を再確認する必要があります。
- ・住民意識調査では、自然共生社会に関係する「里山や農地の保全」、「多様な動物・植物・昆虫などの保全」への「興味・関心がある」と答えた住民は、66%程度と低くなっています。



・東浦町には里地里山環境が残る「東浦自然環境学習の森」があり、住民や事業者の参加により 里地里山の保全・活用に資する活動が精力的に行われていますが、住民意識調査では、半数以 上の住民が東浦自然環境学習の森を知らないと回答しています。

引き続き、「東浦自然環境学習の森」を活用した施策を積極的に展開し、認知度向上に向けた施策の実施が必要です。



(3)循環型社会

循環型社会とは、天然資源の消費を少なくし、それを有効に使用することによって、ごみの 発生を最小限に抑える社会のことをいいます。

- ・ごみの問題は、住民にとって身近であり、関心も高くなっています。しかし、環境問題の側面 からの問題意識を持つ人、ごみの出しやすさなどの利便性からの問題意識を持つ人など、様々 な状況にあります。
- ・東浦町から排出されるごみの減量が最大の目的ですが、ごみの収集や最終処分の段階まで、住 民に「自分ごと」として関心を持ってもらうことが必要です。
- ・東浦町では平成31年(2019年)4月から、ごみの減量化などを目的に家庭系可燃ごみ処理有料化を開始し、一人当たりの排出量が平成30年度(2018年度)の239kgから令和元年度(2019年度)の210kgへ約30kgの削減効果がありましたが、この施策を契機にさらにごみの減量化につなげていく必要があります。
- ・最近、レジ袋の削減・有料化、食品ロスの削減、廃プラスチックの削減などが社会問題になっており、東浦町でも積極的な取組が求められています。

【ごみ問題】

ごみが増えると ⇒ 自治体のごみ処理費用が増大する(財政負荷が大きくなる)

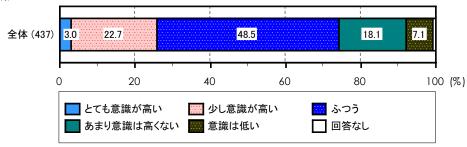
⇒ ごみの最終処分場が不足する(埋め立てごみ、焼却したものの灰)

⇒ ごみの焼却時に、多くの温室効果ガスが発生する

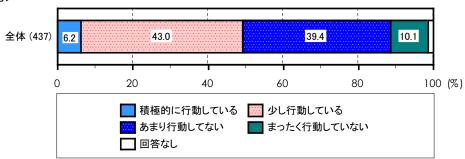
(4)住民主体の行動に向けて

・住民意識調査では、自分の環境意識について、「とても意識が高い」、「少し意識が高い」と回答した方は合計で25.7%、「ふつう」は48.5%となっており、自分の環境に関する行動については「積極的に行動」は6.2%、「少し行動している」は43.0%となっています。今後、住民の環境意識、環境行動を少しずつ高め、住民主体の取組の裾野を広げていくことが課題となっています。





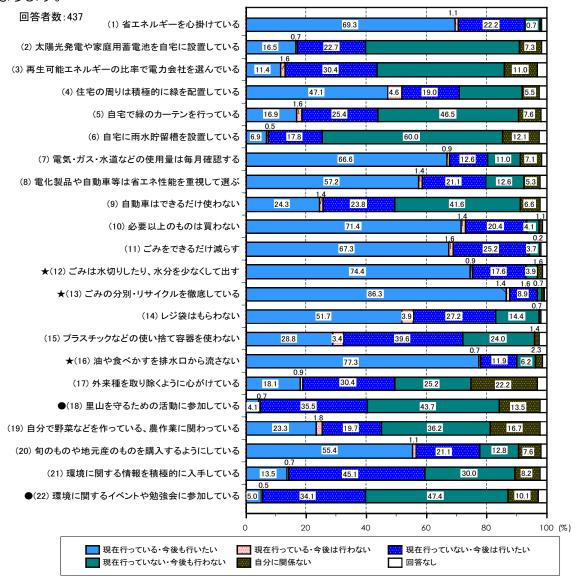
<環境行動>



・住民意識調査では、環境に貢献する取組について、「(12) ごみの水分を少なくするなどに取り組んでいる」や「(13) ごみの分別・リサイクルの徹底」、「(16) 油や食べかすを排水口から流さない」、などの日常的な活動を多くの住民が実施しています。

一方「(18) 里山を守る活動」や「(22) 環境に関するイベント・勉強会への参加」は極端に 少なくなっています。

すでに多くの住民が実行している取組をさらに浸透させるとともに、日常的な活動や環境行動へのきっかけをつくることや、後押しするための支援や啓発、率先行動、環境学習などが大切になります。



【住民主体の日常的な活動や環境行動のためのポイント】

「地域や地球の環境のために行動しよう」では、継続的な活動や行動にはつながらない。

⇒環境の活動や行動を、住民一人ひとりが「自分ごと」になるようにします。

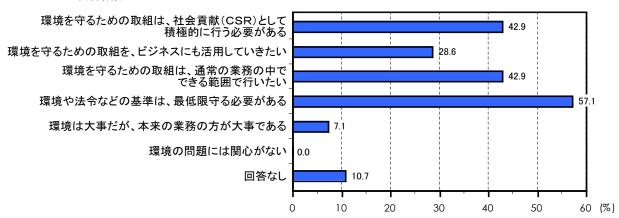
例) 自分のやりたいこともできる健康になる、友だちができる他の人にほめられる、自慢できる・・・・・など

(5) 事業所主体の行動に向けて

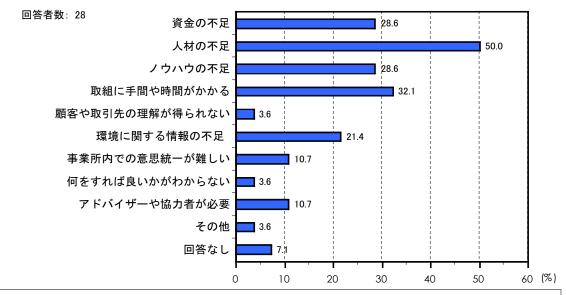
・事業所意識調査では、事業所の環境問題に対する考えとして約6割が「環境や法令などの基準を最低限守る必要がある」と回答し、約4割は「通常の業務の中でできる範囲で取組たい」としています。一方、「社会貢献として積極的に行う」意向を示している事業所も4割程度みられました。

今後、事業所における環境への意識をさらに高め、環境を守るための取組の裾野を広げて いくことが必要です。

回答者数: 28



・事業所が環境配慮を行う際に課題となるのが、「人材の不足」や「取組に手間や時間がかかる」ことであり、資金やノウハウも含めたサポートも求められています。



【事業所主体の環境行動のためのポイント】

事業活動による環境への影響を考え、環境行動の実施を検討しているが、人材の不足 や時間・手間がかかり実施できていない。

⇒行政がサポートし、コミュニティや住民団体との連携により環境行動を行います。

例)明徳寺川の自然を守る会や東浦自然環境学習の森保全・育成の会への参加 ごみゼロ運動などの地域活動への協力、連携 アダプトプログラムによる環境行動の実施・・・・など

第4章	東浦町が目指す環境の姿

1 東浦町が目指す環境の将来像

未来への責任 環境を大切にするまち ひがしうら

東浦町の環境を守る基本条例の基本理念に基づき、東浦町が目指す環境の将来像を上記のとおりとします。この将来像を住民のみなさんと共有して、環境を守る取組を行います。

『未来への責任 環境を大切にするまち』

近年の地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題などの環境問題は、私たちの生活に身近な問題であり、とても深刻で緊迫した状況になっています。これまでの環境問題は、企業による経済活動が主な原因でしたが、最近は住民のみなさん一人ひとりの行動が原因となっている可能性もあります。

「未来への責任」は、次世代を担う子どもや孫に、東浦町の良好な環境を引き継ぐことが今を生きる私たちの責任であり、住民や事業者、行政が環境行動の連携と協働により、多様化・複雑化する環境問題に積極的に取り組み、目指す環境の将来像を実現し、将来にバトンをつないでいくものです。

2 東浦町の環境を守るための基本的な考え方

将来像の実現に向けた計画策定や取組などは、以下の考え方を踏まえて行います。

私たちの身近な環境を守るとともに、地球規模の環境への貢献も考えます

現在、地球温暖化、生物多様性、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題が 顕在化しています。これらの問題は、東浦町における活動や取組にも関係しており、私たち の暮らしへの影響も懸念されます。このため、本計画に基づく取組は、私たちの身近な環境 を守ることはもちろんのこと、地球規模の環境を守ることも意識しながら行うこととします。

将来像や目標を共有し、みんなが「自分ごと」として取り組みます

環境の変化は、私たちの暮らしに影響を及ぼす身近な問題です。環境を守ることは、私たちの暮らしを守ることにもつながります。このため、本計画の将来像や目標はすべての住民、 事業者のみなさんと共有し、みなさんが自分の問題「自分ごと」として主体的に行動するために施策に取り組むこととします。

一人ひとりができる取組を行うとともに、みんなの協働による取組も拡げます

環境を守る活動は、一人ひとりが日頃の生活の中でできることを持続的に行うとともに、住民、地域、事業所、ボランティア団体、行政など、様々な人や団体との連携や協働による取組も大切です。連携や協働により、活動の幅や内容も拡がります。連携や協働による環境を守る取組を積極的に推進することとします。

3 基本目標

本計画では、環境に関する社会動向や東浦町の環境課題を踏まえ、目指す環境の将来像の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり 【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・低炭素社会】

地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっています。 このため、家庭や事業活動における省エネルギーを引き続き進めるとともに、周辺環境や生態系への影響の少ない太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーへの転換を進めることにより、二酸化炭素の排出削減、低炭素社会の実現を目指します。

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】

東浦町の環境の良さは、住民の身近な場所に豊かな自然や緑があることです。このため、都市的な土地利用との調和を図りながら、自然や緑をできるだけ減らさないように努めるととともに、地域の緑化を進めます。また、地域固有の生き物や生態系を大切にするなど、生物多様性の保全、自然共生社会の実現を目指します。

基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

ごみの減量は、ものや原材料の節約、ごみの運搬や焼却に係るエネルギーの節約、最終処分における埋め立てごみの削減、処理費用の削減など、様々な面での対策が必要不可欠になっています。このため、ものを大切にしてごみを減らす、不要になったものの再利用や資源化を進めるなどにより、循環型社会の実現を目指します。

基本目標4 みんなの身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

事業活動からの公害は、法令の整備や事業者の努力により少なくなっていますが、最近は 日常の生活から発生する生活型公害の発生が問題となっています。あわせて、ごみのポイ捨 てや不法投棄などの防止や美化活動などを通じて、地域の環境美化、ごみのないきれいなま ちを目指します。

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

環境を守るためには、住民や事業者の環境に対する意識や意欲がより一層向上し、活動するためのしくみや体制を整える必要があります。このため、住民が環境を学ぶ機会を増やすとともに、環境活動の多様な場や機会の充実などにより、住民、事業者、行政などの多様な主体が、連携や協働により様々な環境活動が展開されているまちの実現を目指します。

4 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関連性

SDGs は、世界規模でさまざまな課題を解決し、私たちの良き未来を実現するために 17 の ゴールと 169 のターゲットを掲げています。これらのゴールやターゲットは、1 つの施策を 実施することで、相互に関連する体系とされています。

本計画の5つの基本目標の施策を推進することで、17 のゴールのうち 11 のゴールに貢献することになります。計画の中では 11 のゴールについて記載していますが、環境保全の取組は、地球温暖化対策や自然環境の保全、資源循環の推進など様々に影響し、多くの波及効果も期待されることから、その他のゴールについても間接的な貢献が期待されます。

SDGs の 17 のゴールや 169 のターゲットを見据えて、本計画の施策を実施することで、環境・経済・社会の課題と問題の同時解決が期待され、地域だけでなく世界全体の持続可能なまちづくりに貢献していきます。

<本計画に関わる SDGs (11 のゴール) >

- 目標3【保健】:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4【教育】:すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標6【水・衛生】: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標7【エネルギー】: すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標9【インフラ、産業化、イノベーション】:強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 11【持続可能な都市】: 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住 を実現する
- 目標 12 【持続可能な消費と生産】: 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 【気候変動】: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 14【海洋資源】: 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15【陸上資源】: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂 漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17【実施手段】: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを 活性化する























5 計画の施策体系 (SDGs との関係性)

5 計画の心界体系(SDGS Cの関係性)			
将来像	基本目標	成果指標	基本施策
未来への責任 環境を大切にするまち	1 エネルギーを節約し、地球温暖 化防止に貢献するまちづくり 7 まねまーをみない 9 素は点点であり ではフリーンに 9 素は点点であり 13 系統の日 に対象のという。	■二酸化炭素の年間排出量●東浦町役場の年間電力消費量●公共交通「う・ら・ら」の年間利用者数	1-1 エネルギーを節約する 1-2 再生可能エネルギー
	〈東浦町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)〉		を活用する 1-3 気候の変動に適応する
	2 自然と生き物を大切にするまちづくり	●住民1人あたりの公園面積●自然観察会において確認した指標種の種数●里山保全活動(東浦自然環境学習	2-1 緑や水辺の自然地を守る
	6 要金数表とトイル	 ●生山休主冶動(泉浦自然環境学習の森)に参加する年間延べ人数 ●遊休農地の面積 ●まちなみの美しさ、快適な住環境に対する満足度 ●河川・ため池の保全、親水空間の多さに対する満足度 ●学校給食の地産地消率 ●住民1人1日あたりの家庭系ご 	2-2 地域の生態系を保全する
	〈東浦町生物多様性地域戦略〉		2-3 生活の中で自然·文化 を活かす 3-1 ごみを減らす、ものを
	3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり 11 #A##### 12 2558## 14 #335##################################	み排出量 ●家庭系ごみにおけるリサイクル 率 ●本の年間リユース・リサイクル	大切にする 3-2 資源化・再利用を推進
		冊数	する 3-3 ごみを適切に処理する
ひがしうら	4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり 3 サハヤスではよる 6 ###################################	●河川 BOD 環境基準達成率 ●典型 7 大公害の苦情件数 ●アダプトプログラム登録団体数 ●公共下水道の水洗化率 ●不法投棄の発見箇所数	4-1 公害をなくす
0.6		●ごみのポイ捨てや不法投棄が少ないなど、まちのきれいさに対する満足度	4-2 まちをきれいに保つ
	5 環境をみんなで学び、取り組む まちづくり 4 MORN/BRR 11 (BABH) 17 (PCT-5/27) (BREBELLS)	●自然観察会などの環境関係講座への年間延べ参加人数●環境関係講座への年間延べ参加人数	5-1 環境の状況や目標を共有する
		●環境課のホームページやSNSへの年間情報掲載数●事業所への環境に関する情報の発信件数●こどもエコクラブの年間延べ参加児童数	5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む
		が出た。	5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す

	町の取組
7 this-ealer 9 september 7 this-ealer 9 september 7 this-ealer 9 september 7 this-ealer 9 september 8 totology	家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発/節水の促進/環境にやさし、建築物・住宅の普及 次世代自動車やエコカーの普及促進/防犯灯・交通安全灯の LED 化の推進 「う・ら・ら」など公共交通の利用促進/徒歩や自転車利用の促進/高齢者の免許返納の促進 東浦町における省エネルギーの率先行動 再生可能エネルギーの活用促進/太陽光発電などの再生可能エネルギー創出の促進
13 MARKET 13 HARDEN 14 HAR	農地における農業と太陽光発電の両立についての紹介 公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進 クールシェア、ウォームシェアの普及 熱中症予防対策の普及啓発
6 \$\$270254/\(\nu \) 14 \$\frac{1}{2} \text{200} \text{15 } \frac{1}{2} \text{200}	家雨・土砂災害への治水・防災対策の推進 公園・緑地の整備及び適切な管理の推進/公共施設における緑化の推進 民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進/河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進 農業生産の場所としての農地の保全・活用/地域の特性を活かした景観形成の推進
6 \$\$\frac{2}{5}\tau\text{argive}\$ 14 \(\frac{2}{5}\tau\text{3} \) 15 \(\frac{2}{5}\tau\text{3} \)	生物多様性の価値の普及促進/外来種対策の強化/生態系に配慮した植物種の選定 オニバスなどの地域の希少種保護、指標種の固有生物の保全 住民による生物の生息状況調査、自然観察機会などの拡大
11 GARRIOUS 15 933	里山保全活動の促進/地域の大切が縁地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営 東浦自然環境学習の森における里山体験、自然体験などの促進/保存樹木・保存樹林の指定・保護育成 東浦町農産物の地産地消の促進/歴史・文化遺産、伝統行事の継承・活用 家庭系可燃ごみ処理有料化の継続/家庭系ごみ減量の普及・啓発
11 GARHORS 12 OCARE 12 OCARE 13 ESTORS 12 OCARE 11 GARHORS 12 OCARE 2002GE	事業所に対するごみ減量の普及・啓発/レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックの利用普及 バイオプラスチックの普及・活用促進/食品ロス削減の促進
11 GARRIGHS 12 CORRE 12 CORRE 12 CORRE 14 GOBRE 14 GOBRE	協働による資源ごみ回収の促進 本のリユース・リサイクルの推進 一般廃棄物の適切な収集、運搬の実施
∞ ☆	ごみ処理過程の住民への情報提供 各種環境則定の実施による環境状況の監視/環境防止協定の締結促進、公害防止や環境測定に対する協力要請
3 まべての人に 3 雑まに乗る 6 発生が発とすが 11 まみがくける ませからい プロ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特定施設・特定建設作業などの届出の徹底/悪臭を排出する事業所からの届出の徹底 土壌汚染・地盤沈下に関する監視・指導の推進/公共下水道への接続促進、合併処理争化槽の設置・適正管理の促進 生活排水の浄化の促進/日常生活からの公害の発生防止
11 namicae naccip	ごみのポイ捨て防止の啓発/地域主体の美化活動、ごみゼロ運動などの促進・支援 アダプトプログラムによる美化活動の推進/不法投棄のパトロール強化 産業廃棄物処理施設に対する監視の実施
17 40 AG (1)	「東浦町の環境」の公表 広報ひがしうら、ホームページ、SNS の活用による環境情報の発信
4 kolonie 17 agradu do	NPO・ボランティア団体などによる環境活動の促進/東浦町版環境75運動の推進 多様なグループによる環境活動の促進/環境学習や環境イベントの開催の支援/こどもエコクラブ活動の推進 小中学校における環境教育の推進/ユネスコスクールの活動支援/環境学習につながる生涯学習講座の開催 出前講座による環境学習機会の提供/図書館における環境図書の充実/環境活動の担い手の育成 環境に関するイベント情報の集約発信
11 RABITORS	環境にやさしい 暮らし方やエコライフの紹介 環境にやさしい 事業活動や働き方改革の促進 コンパクトなまちづくりの推進

第5章	東浦町の環境を守る基本施策

基本目標1 エネルギーを節約し、地球温暖化防止に貢献するまちづくり 【省エネルギー・地球温暖化対策の促進・低炭素社会】

- ○東浦町において排出される温室効果ガス(二酸化炭素)を減らします。
- ○東浦町におけるエネルギーの使用量を減らします。
- ○東浦町で使用するエネルギーについて、再生可能エネルギーへの転換を促進します。

<SDGs 関連項目>







<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終年度 (令和 12 年度)	担当課
二酸化炭素の 年間排出量	313 千 t-CO ₂ (平成 29 年度 [※])	298 ∓ t-CO ₂	284 ∓ t-CO ₂	環境課
東浦町役場の 年間電力消費量	287,968kWh/年	285,000kWh/年	282,000kwh/年	総務課
公共交通 「う・ら・ら」の 年間利用者数	240,255 人/年	331,000 人/年	7	防災交通課

^{※「}二酸化炭素の年間排出量」の最新の実績値は平成29年度となります。

1-1 エネルギーを節約する





<これまでの取組と課題>

高効率エネルギーシステムの設置に対する補助事業を実施するとともに、「う・ら・ら」の利用 促進、住民や事業所に対する省エネルギーの普及・啓発などを行い、二酸化炭素排出量の減少に 一定の効果をあげています。今後もこれらの取組を継続しながら、省エネルギー、二酸化炭素排 出量の減少に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

地球温暖化対策のためにはエネルギー消費量の削減が必要です。灯油・ガソリンなどの化石燃料の燃焼や電気・ガス・水道などの使用が、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させ、地球温暖化に影響するとされています。省エネルギーのためには住民及び事業者の日頃の取組の積み重ねが大切です。自動車や家電製品の省エネルギー化や住民・事業者の意識向上もあり、温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、省エネルギーに向けたさらなる取組を行います。

家庭や事業所による行動、省エネルギー型機器などの導入促進とともに、公共交通機関の利用 や徒歩・自転車による自動車利用の抑制など、東浦町内で使用するエネルギーの削減を図ります。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
家庭・事業活動にお	省エネルギー行動の普及のため、「東浦町環境配慮指針」を	環境課
ける省エネルギーの	活用するとともに、省エネルギーの取組アイデアやヒント	商工振興課
普及・啓発	を住民から募り、情報共有を行います。	
節水の促進	節水は、浄化・汚水処理に関わるエネルギーの削減に効果	上下水道課
	があり、二酸化炭素の削減につながることから、住民・事	
	業者に対して節水を呼び掛けます。	
環境にやさしい建築	「愛知県建築物環境配慮制度〜CASBEE あいち〜」「あい	都市計画課
物・住宅の普及	ちエコ住宅ガイドライン」などの紹介を通じて、環境にや	
	さしい建築物・住宅を普及します。	
次世代自動車やエコ	次世代自動車(電気自動車、燃料電池車など)やハイブリ	総務課
カーの普及促進	ッドカーなどを広報などで紹介し、ガソリンカーからの切	企画政策課
	り替えを促進するとともに、公共施設へ電気自動車充電施	環境課
	設などの設置を推進します。	
防犯灯·交通安全灯	道路に設置している防犯灯や交通安全灯について、引き続	防災交通課
の LED 化の推進	き LED 照明への切り替えを推進します。	
「う・ら・ら」など公	自動車利用を減少させるために、「う・ら・ら」などの公共	防災交通課
共交通の利用促進	交通機関の利用を広報などにより促進します。	
徒歩や自転車利用の	自動車利用を減少させるため、自転車や徒歩移動を促進す	土木課
促進	るとともに、歩道・自転車通行帯などの確保に努めます。	
高齢者の免許返納の	自動車利用を減少させるとともに、交通安全性の向上のた	防災交通課
促進	め、高齢者による運転免許証の自主返納を促進します。	

取組名	取組内容	主な担当課
東浦町における省工	東浦町の職員、関係施設における省エネルギーの取組を徹	総務課
ネルギーの率先行動	底させるとともに、公共施設における省エネルギー機器の	環境課
	導入、照明の LED 化を推進します。(東浦町地球温暖化対	各公共施設管理課
	策実行計画(事務事業編)を推進します。)	

住 民	事業者	行 政
・家庭での省エネルギー行動の	・事業活動の省エネルギー化	・公共施設における率先的な省
習慣化	・事務機器や照明の省エネルギ	エネルギーの取組
・家電製品などの省エネルギー	-型への切り替え	・公共施設における省エネルギ
型への切り替え	・事業活動や通勤における公共	ー型機器の導入、公用車にエ
・移動における公共交通機関の	交通機関の利用、社用車利用	コカーを導入
利用、マイカー利用の抑制	の抑制	・省エネルギーや地球温暖化防
マイカーのエコカーへの切り	・社用車のエコカーへの切り替	止の取組や技術に関する住
替え、エコドライブの実施	え、エコドライブの実施	民・事業者への情報提供

1-2 再生可能エネルギーを活用する



<これまでの取組と課題>

公共施設への太陽光発電パネルの設置、住宅への太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置に対する補助や PR などを通じて、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいますが、電力の固定価格買取制度の見直しなどの影響により活用は伸び悩んでいます。太陽光発電パネルの設置に対する近隣環境への影響などの状況や社会情勢も踏まえながら、今後も適切な形で再生可能エネルギーの普及・活用を促進する必要があります。

<施策の方向性>

温室効果ガスの削減のためには、省エネルギー化を進めるとともに、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに切り替える必要があります。東浦町内でも太陽光発電システムの導入や、再生可能エネルギーの電力会社を選択する人も出てきていますが、今後も、住宅・事業所・公共施設における太陽光エネルギー創出に対する支援などを推進しながら、住民・事業者・行政のそれぞれにおける再生可能エネルギーの創出や活用を目指します。

※再生可能エネルギー:太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・その他の自然界に存する 熱・バイオマスからつくられるエネルギー

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの発電、再生可能エネルギーを活用	環境課
の活用促進	した電力購入などの情報提供を通じて、住民や事業者に	
	よる再生可能エネルギーの活用を促進します。	
太陽光発電などの再	自然環境や近隣の生活環境に影響を及ぼさない範囲で、	環境課
生可能エネルギー創	情報提供などを通じて、建物の屋根などを活用した太陽	
出の促進	光発電などの再生可能エネルギーの創出を促進します。	
農地における農業と	農地法により太陽光発電システムのパネル下部にて農業	農業振興課
太陽光発電の両立に	を続けていく形式の太陽光発電事業は認められることか	
ついての紹介	ら、近隣の環境に影響を及ぼさない範囲での農地におけ	
	る太陽光発電を紹介します。	
公共施設における再	東浦町が管理する施設の屋上や敷地内を活用した太陽光	環境課
生可能エネルギーの	発電など、公共施設における再生可能エネルギーの創出	企画政策課
創出・活用の推進	や、再生可能エネルギーの購入・活用などを推進します。	各公共施設管理課

and the second s		
住 民	事業者	行 政
・再生可能エネルギーへの理解	・再生可能エネルギーへの理解	・公共施設や遊休地を活用した
・住宅における太陽光発電など	・事業所・事業用地における太	太陽光発電などの機器の導入
の機器の導入	陽光発電などの機器の導入	・住民や事業者などに対する再
・再生可能エネルギーによる電	・事業活動での再生可能エネル	生可能エネルギーに関する情
カの選択	ギーによる電力の選択	報提供

1-3 気候の変動に適応する



<これまでの取組と課題>

気候変動による夏の猛暑が厳しくなる中で、広報などを通じて熱中症対策を呼び掛けるととも に、公共施設によるクールシェアを推進しています。今後も気候変動がもたらす生活への影響を 踏まえて、さらに幅広い分野での対策に取り組む必要があります。

<施策の方向性>

地球温暖化の進行により、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分 布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響が現れており、今後も拡大する恐れもあり、私たち の生活などへの影響が懸念されます。このため、地球温暖化に対する取組として、温室効果ガス の排出を抑制する「緩和策」とともに、気候変動への「適応策」も推進します。このため、今後 も発生が予想される猛暑、集中豪雨、巨大台風などから住民の生活や健康を守るための取組を行 います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
クールシェア、ウォー	急激な気候変動への対応とともに、省エネルギーのため、	総務課
ムシェアの普及	夏季に冷房、冬季に暖房の効いた公共施設や商業施設な	図書館
	どで住民が時間を過ごすことを促進します。そのため、住	環境課
	民が利用可能な「シェアスポット」を公共施設や商業施設	
	などで確保するとともに、住民への情報提供、利用促進を	
	行います。	
熱中症予防対策の普	夏季の熱中症被害の増加が懸念されるため、熱中症予防	健康課
及啓発	対策を、広報などを通じて普及・啓発します。	
豪雨・土砂災害への治	集中豪雨や局地的大雨などの災害を減らすため、河川な	土木課
水・防災対策の推進	どの治水や斜面地の土砂災害対策、避難対策を引き続き	防災交通課
	行います。	

住 民	事業者	行 政	
・気候変動や適応策に対する関	・事業活動の継続のための気候	・猛暑対策、災害対策など、生	
心と理解	変動適応策の実施	活や産業に必要な気候変動適	
・自らの安全確保のための気候	・住民の安全確保のための取組	応策の推進	
変動適応行動を実施	への協力	・住民、事業者への気候変動に	
		関する情報の積極的な発信	

基本目標2 自然と生き物を大切にするまちづくり

【生物多様性の保全・自然共生社会】(東浦町生物多様性地域戦略)

- ○自然地の面積や緑の量を減らさないようにします。
- ○地域の在来種を保護し、特定外来生物を侵入防止、駆除します。
- ○暮らしと自然・文化との関係を深めます。

<SDGs 関連項目>









<成果指標>

47143H 1307	MATJE137/				
項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終年度 (令和 12 年度)	担当課	
住民 1 人あたりの 公園面積	7.7 ㎡/人	8.0 ㎡/人	7	都市整備課	
自然観察会において 確認した指標種の種数	18種	25種	36 種	環境課	
里山保全活動(東浦自然環境 学習の森)に参加する 年間延べ人数	2,592 人/年	2,900 人/年	3,200 人/年	環境課	
遊休農地の面積	22ha	21ha	20ha	農業振興課	
まちなみの美しさ、快適な 住環境に対する満足度 [※]	31.6%	35%	7	環境課都市計画課	
河川・ため池の保全、親水 空間の多さに対する満足度 [※]	26.3%	30%	7	土木課農業振興課	
学校給食の食材における 地産地消率	46.9%	50%	7	学校給食センター	

※満足度:住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

東浦町生物多様性地域戦略

基本目標 2 は、生物多様性基本法(平成 26 年法律第 58 号)第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」と位置づけ、「東浦町の環境を守る基本計画」と統合して策定しています。

なお、生物多様性基本法第13条第2項に定める項目については、以下のとおり定めます。

(1)対象とする地域

東浦町内全域とします。

(2)生物多様性地域戦略の目標

基本目標2

『自然と生き物を大切にするまちづくり』

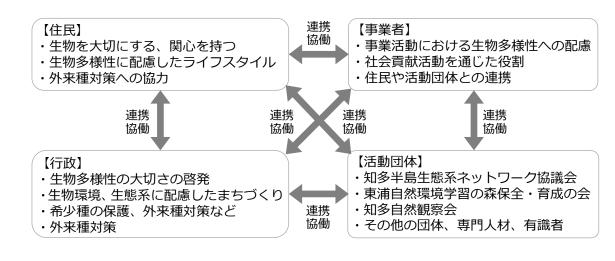
(3) 主な取組

第5章の基本目標2「自然と生き物を大切にするまちづくり」における「2-1緑や水辺の自然地を守る」、「2-2地域の生態系を保全する」、「2-3生活の中で自然と文化を生かす」の町の取組、住民・事業者・行政の協働における役割が該当します。

(43ページから 47ページ参照)

(4)推進方法

住民、事業者、行政などの多様な主体が、以下の役割を踏まえて、連携・協働により取組を 行います。また「知多半島生態系ネットワーク協議会」や「知多自然観察会」など、知多半島 における活動団体とも連携しながら、様々な取組を行います。



2-1 緑や水辺の自然地を守る







<これまでの取組と課題>

山林・農地・水面などの自然地の面積は、「愛知県土地に関する統計調査」によるとわずかながらに減少していますが、公園の計画的な整備、開発時の緑地保全・創出の指導、緑化の推進などにより、緑の確保に努めています。また、住民との協働により自然地の保全活動を進めています。今後も自然地の量的、質的な保全とともに、身近な場所の緑化推進を行う必要があります。

<施策の方向性>

東浦町の自然地は生態系の保全や景観形成などにとって大切ですが、最近は市街化により減少傾向にあるため、山林や農地を減らさないことや適切な管理や耕作により、保全を図ります。

暮らしに身近な自然としては、公園や施設の緑化が大切です。公園や施設の緑は快適な住環境の確保にも貢献します。このため、公園や緑地の計画的な確保に努めるとともに、施設内の植栽、生け垣や花壇の設置、屋上や壁面緑化などの多様な方法により、市街地内の緑の増加に努めます。その際には、町の花であるウノハナや在来種の活用などにより、東浦町らしい緑化に努めます。河川やため池などの水辺も東浦町の特色であることから、自然地としての保全に努めるとともに、親水性に配慮した環境整備、住民や事業者との協働による保全・管理活動を促進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
公園・緑地の整備及び	市街地内の緑地、地域の憩いの場、災害時の拠点などの	都市整備課
適切な管理の推進	機能を有する公園を計画的に整備し、維持管理を行いま	
	す。また、開発事業において公園・緑地を適切に創出す	
	るように指導を行います。	
公共施設における緑	道路・河川敷、学校、その他東浦町が管理する公共施設	各公共施設管理課
化の推進	において、植栽や花壇の整備などの多様な方法により、	
	積極的に緑化を行い、緑や花の増加を図ります。	
民有地・住宅敷地など	民有地の建物や敷地に対し、生け垣、屋上緑化、壁面緑	都市整備課
における緑化の促進	化、緑のカーテンなどの多様な方法により、緑化を促進	
	します。	
河川やため池周辺の	河川・ため池のしゅん渫や草刈などの管理を実施し保全	土木課
自然地としての整備・	するとともに、親しみのある水辺とするための修景や環	農業振興課
保全の推進	境整備を行います。	
農業生産の場所とし	農地中間管理事業なども活用しながら、農地の利用集積	農業振興課
ての農地の保全・活用	の推進や利用可能な農地情報の収集・提供により、農地	
	の効率的な利用を推進します。	
地域の特性を活かし	「東浦町景観計画」に基づき、住民、事業者、行政の協	都市計画課
た景観形成の推進	働により地域の特性を活かした景観形成に取り組むと	
	ともに、公共施設においても、景観に配慮した整備や修	
	景に努めます。	

住 民	事業者	行 政
・公園管理や自然地の保全など	・開発事業における公園・緑地	・土地所有者との協力による山
の活動への積極的な参加	の整備への協力	林や農地の保全の促進
・住民主体での身近な場所での	・事業所敷地内における緑化や	・住民や事業者との協働による
自然と親しむ機会づくり	花壇の設置、屋上・壁面緑化	自然地の保全活動の促進、住
・自宅の庭への緑化や花植え	・地域主体の自然地の保全など	民が自然とふれあう機会づく
・地域の緑化の取組への参加	の活動に社会貢献として参加	り
	・農業者は農業生産の場として	・開発事業者との協力による公
	の農地活用の継続	園・緑地の整備
		・住民との協働による公園・緑
		地の管理
		・公共施設における緑化、民有
		地の緑化の啓発
		・河川やため池における自然性
		の保全・創出
		・活用促進や担い手育成を通じ
		た遊休農地の増加防止

2-2 地域の生態系を保全する







<これまでの取組と課題>

オニバスなどの希少種の保護活動、外来種対策、住民との協働による生物調査・観察などを通じて、地域の生態系保全に取り組んでいます。国際的にも生物多様性の重要性が高まる中で、今後も生物多様性の普及や生態系の保全に関する取組を積極的に行う必要があります。

<施策の方向性>

東浦町には自然地を中心に多くの生物が生息していますが、自然地が減少する中で生物の生息場所は減少しており、その保全・再生が急務となっています。環境にとっては、地域に生息する生物の群集とこれを取り巻く環境全体である「生態系」と、様々な生物の種類が存在する「生物多様性」が大切になることから、これらの活用を普及するとともに、東浦町における生物の状況を把握しながら、希少種や指標種を中心とした生物、生態系の保全のための取組を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
生物多様性の価値の	生物多様性の概念や、保全、活用する事の大切さを普及す	環境課
普及促進	る活動を行い、生物多様性への関心の向上を図ります。	
外来種対策の強化	外来種による在来種への影響を防止するため、特定外来生	環境課
	物を住民に周知し、外来種被害予防三原則(入れない、捨	
	てない、拡げない)を啓発するとともに、協働による外来	
	種対策を促進します。	
生態系に配慮した植	公園・緑地や水辺において植栽を行う場合は、生態系や生	都市整備課
物種の選定	物多様性に配慮し、地域の在来種などの選定に努めます。	
オニバスなどの地域	絶滅危惧種であるオニバスの保護活動を住民協働により	都市整備課
の希少種保護、指標	行うとともに、その他の希少種や指標種についても住民な	環境課
種の保全	どからの情報をもとに整理し、保護の方策を検討します。	
住民による生物の生	東浦自然環境学習の森や河川などにおいて自然観察会を	環境課
息状況調査、自然観	開催するとともに、自然観察会の機会に、専門家や住民と	
察機会などの拡大	の協働により生物の生育・生息状況を確認し、その結果を	
	適切な範囲で公表します。	

1		
住 民	事業者	行 政
・生態系や農業・森林資源の	D持 ・事業活動における生物多様性	・生態系や生物多様性の大切さ
続性に配慮した製品の購入	の保全への配慮	の普及、土地所有者などと協
・生物多様性に配慮したライ	イフ・住民や地域活動への協力	力した生物生育環境の保全
スタイルの実践	・社会貢献活動における生物多	・オニバスなど希少種の保護
・生物を大切にするとともに	こ、様性保全の取組	・特定外来生物の早期発見、侵
外来種対策への協力		入防止、駆除などの取組

2-3 生活の中で自然・文化を活かす



<これまでの取組と課題>

里山保全や里山体験の活動は、東浦自然環境学習の森を中心に、住民や事業者との協働により 精力的に行われています。文化遺産や保存樹木の保護や継承も、地域の協力により着実に行われ ています。自然や文化遺産などは、今後も、生活の中で活かしながら保全・継承していく必要が あります。

<施策の方向性>

東浦町の山林は、かつては生活に密着した「里山」であり、その価値を再認識して保全する場所として東浦自然環境学習の森が整備され、住民・事業者の参加により保全活動などが行われており、今後もその活動の継続・拡大を促進します。農業については、住民との関係性を強化しながら農地保全につなげるため、農業体験の促進や東浦町産農産物の消費拡大などを図ります。

東浦町には国指定文化財の入海貝塚をはじめとして、7 件の県指定文化財、25 件の町指定文化財があります。町指定の「極楽寺の楠」、「伊久智神社大楠の森」、「地蔵院のイブキ」は、天然記念物の樹木として保全されています。これらの指定文化財をはじめ、各地区の文化遺産について地域の生活との調和を図りながら、次世代に保全・継承します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
里山保全活動の促進	住民が里山の自然に触れて楽しみながら利活用するこ	都市整備課
	とを目指し、里山保全活動を住民や事業者などとの協働	環境課
	により促進します。	
地域の大切な緑地と	緒川地区の新池周辺の東浦自然環境学習の森について、	環境課
しての東浦自然環境	生物多様性を保全し、人と自然の関係を学ぶ東浦町の象	都市整備課
学習の森の管理・運営	徴的な場として、持続的に利活用を図るための管理・運	
	営を行います。	
東浦自然環境学習の	東浦自然環境学習の森において、活動団体と連携しなが	環境課
森における里山体験、	ら、自然観察、里山管理、里山暮らし体験などの住民参	
自然体験などの促進	加の様々なイベント開催を促進します。	
保存樹木・保存樹林の	「東浦町樹木等保存要綱」に基づき、保存樹木及び保存	都市整備課
指定·保護育成	樹林を指定し、その保護育成を支援します。	
東浦町農産物の地産	東浦町農産物を住民にPRし、購入や消費を促進しま	農業振興課
地消の促進	す。また、学校給食及び保育園における地域農産物*の使	学校給食センター
	用拡大に努めます。(_* は、愛知県産を含む。)	児童課
歴史·文化遺産、伝統	指定文化財をはじめとした歴史・文化遺産や、地域のま	生涯学習課
行事の継承・活用	つりなどの伝統行事の保存・継承を行うとともに、郷土	
	の歴史や文化を住民や来訪者に解説・案内するボランテ	
	ィアを育成・活用します。	

住 民	事業者	行 政
・東浦自然環境学習の森など里	・東浦自然環境学習の森などの	・東浦自然環境学習の森などに
山の保全や活用・自然体験な	里山の保全活動への参加・協	おける住民が里山保全や自然
どへの参加	カ	体験できる場や機会の提供
・地域の農業への理解、東浦町	・事業活動や従業員による東浦	・学校給食やその他行政活動に
農産物の購入や地産地消	町農産物の活用や地産地消	おける東浦町農産物の活用
・地域の文化に関心を持ち、保	・事業活動における文化遺産や	・歴史・文化遺産の保全継承
存・継承や活用に協力	伝統行事の保存・継承への協	・地域による文化や伝統行事の
	カ	保存・継承のための活動支援
		・歴史・文化に関する情報発信、
		ガイドボランティアの育成

基本目標3 ものを大切にしてごみを出さないまちづくり

【ごみ減量・資源循環の推進・循環型社会】

- ○ごみの総排出量を減らします。
- ○資源ごみの割合を増やし、可燃ごみ・不燃ごみを減らします。
- ○埋め立てなどによるごみの最終処分量を減らします。

<SDGs 関連項目>







<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終年度 (令和 12 年度)	担当課
住民1人1日 あたりの 家庭系ごみ排出量	473g	429g	7	環境課
家庭系ごみにおける リサイクル率	21.2%	25.0%	30.0%	環境課
本の年間リユース・ リサイクル冊数	本 7,206冊/年 雑誌 1,615冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	本 7,200冊/年 雑誌 1,620冊/年	図書館

3-1 ごみを減らす、ものを大切にする



<これまでの取組と課題>

一般廃棄物全体は減少傾向にありますが、可燃ごみは増加していたため、ごみの減量とともに処理費用に対する住民負担の公平性の確保を図るため、平成31年(2019年)4月から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施しています。今後もごみ処理有料化を定着させながら、ごみを減量するための取組を引き続き行う必要があります。

<施策の方向性>

家庭系可燃ごみ処理有料化を継続するとともに、可燃ごみ、不燃ごみとして排出するごみの量 を減らすための取組を進めます。不要なものの再利用及び資源化を促進するとともに、ごみにな りそうなものを買わない・持たない、使い捨てのものを使わない、ものを大切に使うというライ フスタイルを促進します。

事業活動から排出する事業系一般廃棄物については、処理費用は既に事業者負担となっていますが、事業者への指導・啓発などにより、減量化に向けた取組を行います。

<町の取組>

✓ 四」 ひノ 月 太 川 且 /		
取組名	取組内容	主な担当課
家庭系可燃ごみ処理	平成 31 年 (2019 年) 4 月より実施している家庭系可燃ご	環境課
有料化の継続	み処理有料化について、その効果などを検証しながら、実	
	施を継続します。	
家庭系ごみ減量の普	ごみ減量化、ごみを出さない生活習慣への改善について、	環境課
及・啓発	地域活動と連携してわかりやすく情報提供し、住民に呼び	
	掛けます。	
事業所に対するごみ	事業所に対して、事業活動から発生するごみの減量化につ	環境課
減量の普及・啓発	いて、啓発などを行います。	商工振興課
レジ袋削減、包装簡	令和 2 年(2020 年)7 月から始まったレジ袋有料化を機	環境課
素化の促進、マイバ	会に、マイバック持参、包装容器簡素化や食品トレイ削減	
ックの利用普及	について、住民や小売店などに協力を呼び掛けるととも	
	に、取組成果を公表して住民と共有します。	
バイオプラスチック	レジ袋、包装材、食品トレイなどにおいて、生物資源を原	環境課
の普及・活用促進	料とする地球にやさしいバイオプラスチックの活用を普	
	及します。	
食品ロス削減の促進	使いきれる分だけ買う、作り過ぎない、残さず食べる、期	環境課
	限表示の正しい理解など、食品口スを減らす行動やエコク	
	ッキングの方法を広報、ホームページなどで周知します。	

住 民	事業者	行 政	
・ごみ減量・分別への積極的な	・事業活動から出るごみの減	・ごみ減量・分別徹底の住民や	
取組	量・分別の徹底	事業者への広報・周知	
・買い物時の過剰な包装の辞退	・簡易包装、使い捨ての容器の	・マイバックやマイボトルの普	
・マイボトルの持参・活用	削減、食品廃棄の減量などに	及・推奨	
・物を買い過ぎない・大切にす	つながる商品やサービス提供	・食品ロス削減、包装容器簡素	
る、食材を無駄なく使うなど		化、ペーパーレスなどの取組	
の暮らし方の選択		の促進	

3-2 資源化・再使用を推進する





<これまでの取組と課題>

東浦町では、紙類、布類、金属類、びん類、陶磁器、プラスチック類、廃食用油、羽毛ふとん、 廃乾電池、小型家電について資源ごみとして分別回収を行っています。資源ごみ回収量や割合は ともに低下傾向にあり、今後も、資源化や不用品のリサイクル(再生利用)やリユース(再使用) を促進することが必要です。

<施策の方向性>

資源ごみ回収は東浦町がコミュニティと連携して実施しており、また、不用品の交換は住民に よるバザーなどで行われていますが、分別の徹底の普及、資源ごみとしての適切な回収を引き続 き行います。また、多様な方法による資源ごみの回収を促進するとともに、バザーなど住民同士 での不用品交換の促進、図書館の除籍本の再利用促進を図ります。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみ分別の周知	資源ごみの分別方法や出し方を子ども、転入者、外国人などに	環境課
の徹底	もわかりやすく情報提供し、分別の徹底を促進します。	
協働による資源	地域団体との協働による資源ごみ回収を促進するとともに、	環境課
ごみ回収の促進	事業所、小売店などとの協働により回収場所の多様化に努め	
	ます。	
本のリユース・リ	図書館で除籍した本を保育園や児童館などでの利用を推進す	図書館
サイクルの推進	るとともに、住民への譲渡機会も増加させ、本の再利用を促進	
	します。	

住 民	事業者	行 政	
・資源ごみの分別、ごみステー	・事業活動から排出されたごみ	・住民協働による資源ごみの回	
ションなどへの適切な排出	の分別徹底、資源化への協力	収、資源化、再使用の推進	
・バザーなどへの参加、リサイ	・住民によるバザーやリサイク	・住民やコミュニティによる資	
クル品の積極的な活用	ルへなどへの協力	源ごみ回収活動に対する支援	

3-3 ごみを適切に処理する



<これまでの取組と課題>

家庭から排出される一般廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみは所定の場所にて収集し、町の委託業者が東部知多クリーンセンターに搬入して処理しています。資源ごみは所定の場所や公共施設などにて収集し、種類別に再生事業者に譲渡して資源化・再生利用しています。今後も引き続きこの仕組みを円滑に運用し、適切に処理を行う必要があります。

<施策の方向性>

ごみの収集場所であるステーション(以下、「ステーション」といいます。)などの管理、運搬、東部知多クリーンセンターによる焼却や粉砕、最終処分場での埋め立て、資源ごみの再生利用など、それぞれの過程を適切に行うことにより、ごみ処理を円滑に行います。事業活動による一般廃棄物は、各事業者が東部知多クリーンセンターへの運搬や資源化していますが、今後も事業者による適切な実施を指導・啓発します。

ごみについては、ステーションに出したり、処理業者に引き渡した段階で自分の手から離れますが、ごみの減量や環境保全のためには、ものの取得時から不用になってごみとして出して処理されるまでの全体について、「自分ごと」として関心を持つことが大切であることから、ごみ処理の過程について、住民の理解が深まるための取組を推進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
一般廃棄物の適	地域との協働によりステーションの管理を適切に行うととも	環境課
切な収集、運搬の	に、ステーションから東部知多クリーンセンターなどへの運搬	
実施	を適切かつ合理的に実施します。	
ごみ処理過程の	ごみに関する住民の関心を高めるため、ごみの排出・収集から	環境課
住民への情報提	運搬、焼却処分・粉砕処分、最終処分、資源化などの流れにつ	
供	いて、それぞれの実施状況に関する情報提供を行います。	

住 民	事業者	行 政
・地域によるステーションの適	・事業活動により発生する廃棄	・地域との協働によるステーシ
正管理・運営への協力	物の排出者としての自覚を持	ョンの適切な管理
・ステーションに出すところか	った適切な処理	・ごみの運搬、再生事業者によ
ら最終処分や再生利用の一連	・資源化や再利用に向けて積極	る資源化などの状況の確認
のごみ処理過程への意識向上	的な取組	・一連のごみ処理過程の状況に
		ついての適切な情報公開、住
		民などへの周知や啓発

基本目標4 みんなで身近な生活環境を守るまちづくり

【公害防止・環境美化】

- ○事業活動からの大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などをなくします。
- ○日常の生活から近隣に影響を及ぼす生活型公害を減らします。
- ○ごみのポイ捨てや不法投棄をなくします。

<SDGs 関連項目>









<成果指標>

項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終年度 (令和 12 年度)	担当課
河川 BOD の 環境基準達成率	82.1%	100%	100%	環境課
典型7大公害(大気、水質、 土壌、騒音、振動、悪臭、 地盤沈下)の苦情件数	21 件	19 件	V	環境課
アダプトプログラム 登録団体数	41 団体	42 団体	7	協働推進課
公共下水道の水洗化率 (接続率)	83.6%	84%	85%	上下水道課
不法投棄の発見箇所数	76 箇所/年	50 箇所/年	38 箇所/年	環境課
ごみのポイ捨てや不法投棄が 少ないなど、まちのきれいさ に対する満足度 [*]	32.7%	35%	40%	環境課

※満足度:住民アンケートにおいて「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合の合計

4-1 公害をなくす



<これまでの取組と課題>

企業活動からの公害を防止するため、町内企業 46 社と公害防止協定を締結し、企業から排出されるばい煙や排水、騒音、振動などの規制や、必要に応じた企業への立入調査、改善指導の実施を申し合わせています。また、河川の水質、道路沿道の騒音、大気汚染について、定点での継続的な環境調査を実施し、環境基準の適合を確認しています。企業との公害防止協定の締結、環境調査の実施を通じて、今後も公害の発生防止を図る必要があります。

<施策の方向性>

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などは、最近は大きな被害や悪化はなく、今後も関係機関や 事業所と協力・連携しながら、公害の発生防止に努めます。

最近では、日常生活から発生する生活型公害の苦情も多くなっています。環境基準への抵触は 少ないですが、モラルやマナーによる部分が大きいため、生活型公害の発生防止の啓発に取り組 みます。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により生活排水を浄化するなど、河川の水質保全のための普及・啓発活動に努めます。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
各種環境測定の実施に	河川の水質、道路騒音、大気汚染について、定点観測地点	環境課
よる環境状況の監視	で継続的に環境調査を実施し、環境基準の適合などを監	
	視します。	
公害防止協定の締結促	事業所との公害防止協定の締結を促進し、必要に応じた	環境課
進、公害防止や環境測	事業所への立ち入り調査や公害防止や環境調査に対する	商工振興課
定に対する協力要請	協力を事業所に要請します。	
特定施設・特定建設作	法令により義務付けられている特定施設及び特定建設作	環境課
業などの届出の徹底	業の届出を徹底させ、必要に応じて指導を行います。	
悪臭を排出する事業所	法令に基づき、悪臭を排出する事業所などに対する届出	環境課
からの届出の徹底	を徹底させ、状況を把握するとともに、必要に応じて指導	
	を行います。	
土壌汚染・地盤沈下に	県と協力して法令に基づく取組を事業者に啓発するとと	環境課
関する監視・指導の推	もに、必要に応じて土壌調査を行い、定期的な既設井戸の	
進	地下水位の測定を行うことで、土壌汚染・地盤沈下の動向	
	を把握します。	
公共下水道への接続促	公共下水道整備を推進するとともに、整備済区域におい	上下水道課
進、合併処理浄化槽の	ては、公共下水道への接続を推進します。また、下水道整	環境課
設置・適正管理の促進	備計画区域外においては合併処理浄化槽の設置及び適正	
	管理を促進します。	

取組名	取組内容	主な担当課
生活排水の浄化の促進	家庭から汚濁した生活排水を流さないように、生活排水	環境課
	クリーン推進員との連携により啓発を行うとともに、熱	上下水道課
	湯や油などを下水道に流さないよう啓発を行います。	
日常生活からの公害の	近隣に影響を及ぼす騒音・振動や悪臭などを家庭から発	環境課
発生防止	生させないように広報などにより啓発するとともに、野	
	焼きなどについても周囲に及ぼす影響や違法性などの周	
	知を図ります。	

住 民	事業者	行 政
・各種公害に対する関心の継続	・法令や公害防止協定の遵守、	・公害防止協定の締結の事業所
・自らの生活からの大気汚染、	環境調査などへの協力	への要請
水質汚濁、騒音、悪臭などの	・近隣住民などへの説明や情報	・事業所への監視・指導、環境
公害の発生防止	提供、相互理解やトラブル発	調査の的確な実施、住民への
・公共下水道の接続、生活排水	生の防止	結果公表
の浄化		・事業所における公害防止の取
		組の住民への周知

4-2 まちをきれいに保つ





<これまでの取組と課題>

「東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止などを啓発・周知するとともに、アダプトプログラム(里親制度)を活用して住民主体のごみ拾いなどの美化活動に対する支援を行っています。不法投棄対策については、県や住民との協働によるパトロールを実施し、防止や早期発見に努めています。住民への啓発や住民活動の支援を中心に、今後もまちの美化に向けた取組の継続が必要です。

<施策の方向性>

道路や空き地などのごみのポイ捨てや不法投棄、雑草の繁茂、ペットのフンは、マナーやモラルの部分も大きいですが、地域にとっては身近な環境問題です。今後も条例に基づき、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、ペットのフン放置の防止など、地域の美化を促進するとともに、道路や公園などの公共空間の美化については、アダプトプログラムを活用して、幅広い住民の参加により推進します。

不法投棄対策は、県などの関係機関と協力し、監視体制の構築や事業者への啓発を行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
ごみのポイ捨て防止	広報・ホームページや看板などによりポイ捨て防止を啓発	環境課
の啓発	するとともに、ポイ捨てしにくい空間づくりを地域協働に	
	より促進します。	
地域主体の美化活	住民が主体となって実施するごみゼロ運動や草刈などの	環境課
動、ごみゼロ運動な	活動に対し、資材の提供やごみ搬出などの支援を実施する	商工振興課
どの促進・支援	とともに、地域の美化活動に対する事業者などの参加を促	
	進します。	
アダプトプログラム	道路・公園・河川などの公共施設において、住民や事業者	協働推進課
による美化活動の推	がボランティアとして活動するアダプトプログラムを活	
進	用して、ごみ拾いや除草などを推進します。	
不法投棄のパトロー	県や警察などと協力して不法投棄の違法性を啓発すると	環境課
ル強化	ともに、住民や事業者との協力により、不法投棄を防止・	
	早期発見するための環境監視パトロールを強化します。	
産業廃棄物処理施設	県と合同で産業廃棄物処理施設への立入調査・指導によ	環境課
に対する監視の実施	り、違法行為の防止や早期発見、廃棄物処理の適正化など	
	を監視します。	

住 民	事業者	行 政
・地域の美化活動などへの積極	・地域の美化活動やアダプトプ	・道路、公園などの美化
的な参加	ログラムに事業者として参加	・ごみのポイ捨てやペットのフ
アダプトプログラムによる公	・事業活動により発生する廃棄	ンの放置防止などの広報啓発
共空間の美化活動への参加	物の不法投棄の防止、環境監	・アダプトプログラムを通じた
・自らがごみのポイ捨てやペッ	視パトロールなどへの協力	住民による美化活動への支援
トのフンの放置をしない		・事業者への指導・啓発を通じ
		た産業廃棄物の不法処理・不
		法投棄の防止
		・県など関係機関との協力によ
		る環境監視パトロールの実施

基本目標5 環境をみんなで学び、取り組むまちづくり

【環境学習・環境活動・協働】

- ○環境を住民にわかりやすく「見える化」します。
- ○多様な場や機会において環境学習を展開します。
- ○住民や事業者の環境配慮行動を促進します。

<SDGs 関連項目>







<成果指標>

171 VI 170 VI 17				
項目	実績値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	最終年度 (令和 12 年度)	担当課
自然観察会などの環境関係 講座(環境教育含む)への 年間延べ参加人数	703 人/年	850 人/年	1,000 人/年	環境課
環境関係講座への 年間延べ参加人数	99 人/年	200 人/年	7	生涯学習課
環境課のホームページや SNS への年間情報掲載数	83 件/年	100 件/年	120 件/年	環境課
事業所への環境に関する 情報の発信件数	0 件	4 件	7	商工振興課
こどもエコクラブの 年間延べ参加児童数	1,204 人/年	1,200 人/年	1,200 人/年	児童課 環境課

5-1 環境の状況や目標を共有する



<これまでの取組と課題>

東浦町の環境の状況や本計画の進捗状況については、「東浦の環境」として毎年度整理し、ホームページなどを通じて公表しています。この他にも、広報紙やホームページにて環境に関する話題提供を随時行っています。これらの発信は今後も継続するとともに、住民により理解しやすい手段や方法を工夫し、環境について住民・事業者・行政が一緒に考える基盤づくりが必要です。

<施策の方向性>

住民や事業者の環境行動の活発化のためには、環境に関する最新状況の理解が必要です。エネルギー消費や温室効果ガスの排出状況、自然や生物多様性の状況、ごみの排出状況やリユース・リサイクルの現状、大気や水質などの測定値、住民の環境活動の取組状況、環境関連の講座やイベントの開催状況などが必要な情報です。環境に関する様々な情報やアイデアなどについて、住民・事業者・行政が共有することを目指すため、行政の情報とともに、住民や事業者が有する情報も積極的に収集し、多様な手段でわかりやすく発信します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
「東浦町の環境」の公表	東浦町の環境の状況を客観的に伝えるために作成して	環境課
	いる「東浦町の環境」を、データ化して公表します。	
広報ひがしうら、ホーム	環境施策の実施状況、東浦町の環境の現状データ、住民	広報情報課
ページ、SNS の活用によ	や事業者の活動紹介、環境配慮のヒントなど、環境に関	環境課
る環境情報の発信	する幅広い情報を広報やホームページ、SNS などを通じ	
	て発信します。	

住 民	事業者	行 政	
・広報・ホームページ・SNS な	・東浦町の環境に関する情報の	・東浦町の環境に関する現状、	
どからの東浦町の環境に関す	積極的な取得	取組状況、イベントなどの	
る情報の積極的な取得	・事業者として持つ環境情報の	様々な情報の収集・整理、効	
・様々な環境問題への関心向上	提供・発信、情報の共有化へ	果的な発信・提供	
	の協力	・環境情報を住民や事業者と共	
		有する機会づくり	

5-2 環境をみんなで学ぶ、取り組む



<これまでの取組と課題>

自然の保全、ごみ減量、まちの美化などの活動は、コミュニティやボランティア団体など住民主体により行われています。また、生涯学習、児童館、学校においても環境活動、環境学習が盛んに行われています。特に、緒川小学校と藤江小学校はユネスコスクールに参加し、ESD(持続可能な開発のための教育)や SDGs に積極的に取り組んでいます。これらの活動を東浦町の大切な資源として認識するとともに、積極的な連携が必要です。

<施策の方向性>

日常生活の中での環境保全の取組を促進するため、環境講座や自然観察会などの学習機会の充実を図るとともに、地域が自主的に行う環境学習や自然観察などを支援し、多様な住民の参加を促進します。また、子どもの環境学習は、周囲の大人への波及効果も期待されることから、専門人材などと連携して小中学校の環境学習を充実するとともに、学校と地域との連携・協働による環境活動を推進します。さらに、ボランティアや事業者による環境活動の活発化を図るとともに、住民や地域との連携、行政の取組との協働などを促進します。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
NPO・ボランティア	アダプトプログラム団体への情報提供及び消耗品の支給、	協働推進課
団体などによる環境	総合ボランティアセンター登録団体などへの情報提供によ	
活動の促進	り、環境活動を促進します。	
東浦町版環境 7S 運	東浦町において、みんなが取り組むべき環境のアクション	環境課
動の推進	【7S:「整理」「清潔」「節約」「習慣」「創意工夫」「セーフ	
	ティ(安全)」「スマイル(安心)」」を共有するとともに、住民、	
	事業所、行政が連携・協働して推進します。	
多様なグループによ	コミュニティなどによる地域の環境活動を、資材や情報提	環境課
る環境活動の促進	供などにより促進します。また職場、学校、友人、家族など、	
	多様なグループによる環境活動を促進します。	
環境学習や環境イベ	住民が環境について学んだり体験する場や機会を積極的に	環境課
ントの開催の支援	創出するとともに、団体が実施する学習会やイベントを支	
	援します。	
こどもエコクラブ活	生物調査、緑化、リサイクルなどに取り組む、児童館におけ	環境課
動の推進	るこどもエコクラブへの登録や活動参加を促進します。	
小中学校における環	専門人材などと連携しながら、小中学校の環境教育を充実	学校教育課
境教育の推進	します。また、児童生徒が地域の環境活動に参加する機会を	
	増やします。	
ユネスコスクールの	緒川小学校と藤江小学校で実施しているユネスコスクール	学校教育課
活動支援	の活動を支援するとともに、その活動内容を地域と共有し、	環境課
	協働を推進します。	

取組名	取組内容	主な担当課
環境学習につながる	生涯学習における環境関係の講座を充実するとともに、広	生涯学習課
生涯学習講座の開催	報の充実により参加者数の拡大を図ります。特に、省エネル	
	ギー、ごみ減量、生物多様性などの講座を充実させます。	
出前講座による環境	東浦町役場の出前講座において、環境に関するテーマに町	環境課
学習機会の提供	職員が提供する環境学習を推進します。	
図書館における環境	図書館に環境に関する図書を充実させるとともに、資料の	図書館
図書の充実	特集展示などを行います。	
環境活動の担い手の	環境活動を企画・運営する人材養成の講座を開催し環境リ	環境課
育成	ーダーを養成するとともに、実践活動を行う機会づくりを	
	支援します。	
環境に関するイベン	地域や団体が実施する環境活動の状況やイベント開催など	環境課
ト情報の集約発信	の情報を集約し、住民にわかりやすく一元的に発信します。	

住 民	事業者	行 政
・個人、地域での東浦町 7S 運	・事業活動における東浦町 7S	・東浦町 7S 運動の普及啓発、
動の取組・展開	運動の導入	東浦町職員による率先行動
・環境に関する学習会やイベン	・地域の環境活動への積極的な	・住民の環境学習、環境体験の
トへの積極的な参加	参加	場や機会の提供
・様々な仲間との身近な環境活	・地域住民や子どもの環境学習	・コミュニティや住民団体と連
動の実施	の場や機会づくりへの協力	携した環境講座などの開催
・地域や学校、事業者が行う環		・小中学校における環境教育
境学習・環境活動への参加		・環境活動の人材育成
・環境に関心の高い人は、環境		・東浦町職員による環境リーダ
リーダーとなって環境活動を		ーとしての積極的な活動
けん引		

5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す



<これまでの取組と課題>

これまでも環境を守るための活動について、住民、事業者、行政などが行ってきましたが、今 後の低炭素社会、自然共生社会、循環型社会のためには、さらに私たちの暮らし方、働き方、事 業の仕方など、日頃の活動や行動そのものを見直していくことが求められます。

<施策の方向性>

住民に対しては、環境にやさしい暮らし方やヒントを紹介しながらエコライフを普及するとと もに、事業所に対しても環境にやさしい事業活動やアイデアの紹介、従業員の働き方改革とあわ せた省エネルギーなどの広報・普及に取り組みます。

東浦町役場においては、環境に配慮した業務、エコライフなど、全庁を挙げて率先的に行うと ともに、コンパクトシティの構築など、ニーズにあった環境に関する取組を積極的に行います。

<町の取組>

取組名	取組内容	主な担当課
環境にやさしい	東浦町環境配慮指針(住民編)を普及するとともに、環境にや	環境課
暮らし方やエコ	さしい暮らし方やエコライフについて、住民が実践している事	
ライフの紹介	例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。	
環境にやさしい	東浦町環境配慮指針(事業者編)を普及するとともに、環境に	環境課
事業活動や働き	やさしい事業活動や働き方について、町内の事業所が実践して	商工振興課
方改革の促進	いる事例や先進的な取組アイデアなどを紹介します。	
コンパクトなま	環境にやさしいまちづくりを地域の構造面から実現させるた	都市計画課
ちづくりの推進	め、東浦町都市計画マスタープランに基づき、公共交通と連携	
	し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。	

住 民	事業者	行 政		
・環境配慮指針などを参考にし	・環境にやさしい事業活動	・環境に配慮した業務、職員の		
ながら、環境にやさしい暮ら	・従業員の働き方改革とあわせ	エコライフなどの全庁を挙げ		
し方やエコライフの実践	た省エネルギーの実施	た率先的な実施		
	・住民のエコライフに貢献する	・環境配慮指針の普及させる		
	ための商品やサービスの提供	・エコライフや環境に配慮した		
		活動方法などの情報提供		

第6章 関連計画

1. 東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(1)位置づけ

地球温暖化問題においては、令和2年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減などのための新しい国際的な枠組みとして、平成27年(2015年)11月に「パリ協定」が合意されました。パリ協定は、全ての国が参加する公平な合意であり、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して2℃未満とするとともに、1.5℃未満に抑える努力を追求することとしています。

パリ協定を踏まえて、国においては平成 28 年(2016 年) 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガスの排出抑制に関する目標や目標達成のための取組が示されました。また、県においては平成 30 年(2018 年) 2 月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定しました。さらに、国では 2050 年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すための検討を始めています。これらの計画や動きを踏まえ、「東浦町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しています。

なお、この計画は地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」 と統合して策定しています。また、この基本計画に定める基本目標 1 「エネルギーを節約し、 地球温暖化防止に貢献するまちづくり」を推進するための実行計画として位置づけます。

(2)計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき地域から排出される温室効果ガスの排出削減を中長期的に推進することを目的とします。

(3)対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定される温室効果ガスは以下の7種類ありますが、温室効果ガスの約93%は二酸化炭素であるとともに、発生要因等も勘案して、東浦町環境基本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

- ①二酸化炭素(CO₂): 化石燃料の燃焼、自動車用ガソリンの燃焼、プラスチックごみの焼却など
- ②メタン (CH₄): 家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
- ③一酸化二窒素 (N₂O): 燃料の燃焼、工業プロセス (鉱物製品や化学製品などの製造) など
- ④ハイドロフルオロカーボン(HFCs): スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など
- ⑤パーフルオロカーボン(PFCs): 半導体の製造プロセスなど
- ⑥六フッ化硫黄 (SF₆): 電気の絶縁体など
- ⑦三フッ化窒素 (NF₃): 半導体の製造プロセスなど

(4)目標年度と対象地域

排出量削減の目標年度は、この計画とあわせて令和 12 年度(2030 年度)とします。 対象地域は東浦町全域とし、東浦町の活動に起因する温室効果ガス(二酸化炭素)の排出 量とします。例えば、電力は実際には発電した場所で二酸化炭素は発生しますが、東浦町で 使用した電力からの二酸化炭素は東浦町が排出したものとします。

(5)排出量を算定する分野

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、下の分野に区分して算定します。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネル ギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門に もあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 (自家用自動車からの排出は運輸部門で計上)
運輸部門	自動車(貨物・旅客)、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋め立て処分による排出

(6) 東浦町の二酸化炭素排出量の状況

東浦町の二酸化炭素の排出量は、平成 29 年度(2017 年度)は年間 312.7 千 t-CO₂ となっています。部門別では、産業部門が 37.4%を占めており、次いで運輸部門が 24.6%、家庭部門が 20.5%、業務その他部門が 16.0%となっています。愛知県市町村合計と比較すると産業部門の割合が小さく、運輸部門、家庭部門の割合が大きくなっています。(図 1)

最近の推移では、平成 23 年度 (2011 年度) 以降は減少傾向にあります。一般廃棄物を除くすべての部門で減少していますが、特に産業部門の減少が大きくなっています(図2)。

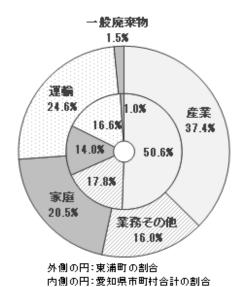


図1 温室効果ガス排出量の分野別割合(平成29年度)(環境省推計資料より)

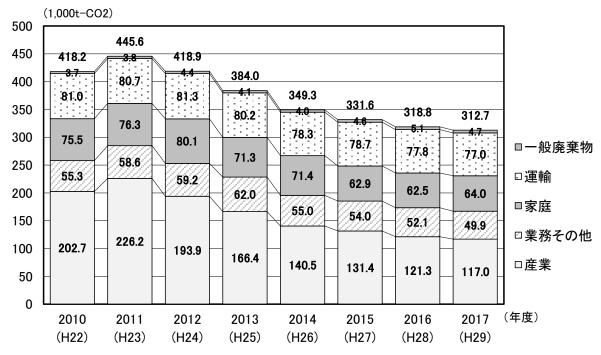


図2 東浦町における二酸化炭素排出量の推移(環境省推計資料より)

(7) 二酸化炭素排出量の削減目標

国及び県では平成 25 年度(2013 年度)を基準として、令和 12 年度(2030 年度)に 26%削減を目標とし、令和 32 年度(2050 年度)には 80%削減を掲げていますが、国では 令和 32 年度(2050 年度)に実質ゼロとする検討を始めていることも踏まえつつ、東浦町においても、国や県の動向とあわせた目標を設定します。

また、部門別の削減目標についても国の計画に基づく削減量の目安を踏まえて設定しますが、特に家庭部門において大きな削減が必要になります。

<東浦町における二酸化炭素削減の目標>

	平成 25 年度 【実績値】	平成 29 年度 【実績値】	令和 12 年度 【目標値】	令和 32 年度 【長期目標】	
総排出量	384 ∓ t-CO ₂	313 千 t-CO ₂	284 千 t -CO ₂	平成 25 年度比 △80%	
平成 25 年度比	_	△18.6%	△26.0%	☆80% ※国や県とあわ	
平成 29 年度比		_	△9.1%	せた目標設定	

<令和 12 年度(2030 年度)温室効果ガス削減の部門別目標> (単位: 千 t-CO₂)

		平成 25 年度	平成 29 年度	令和 12 年度		
		【実績値】	【実績値】	【目標値】	平成 25 年度比	平成 29 年度比
総	排出量	384	313	284	△26.0%	∆9.1%
	産業	166	117	117	△29.7%	0.0%
	業務その他	62	50	44	△29.2%	△12.1%
	家庭	71	64	51	△28.6%	△20.4%
	運輸	80	77	68	∆14.9%	∆ 11.4%
	一般廃棄物	4	5	4	0.0%	∆14.2%

(8) 主な取組

①エネルギーを節約する

二酸化炭素の排出削減のためには、電気、ガス、ガソリンなど、私たちの生活や事業活 動において使用するエネルギーを節約し、日頃から省エネルギーを実践します。

<町の取組>

- ・家庭・事業活動における省エネルギーの普及・啓発、節水の促進
- ・環境にやさしい建築物・住宅の普及
- ・次世代自動車やエコカーの普及促進
- ・「う・ら・ら」など公共交通の利用促進
- ・徒歩や自転車利用の促進
- ・東浦町における省エネルギーの率先行動

②再生可能エネルギーを活用する

省エネルギーを行うとともに、使用するエネルギーについては、化石燃料由来のものか ら、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換を推進します。

- <町の取組> │・再生可能エネルギーの活用促進
 - ・太陽光発電などの再生可能エネルギー創出の促進
 - ・農地を活用した太陽光発電の紹介
 - ・公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用の推進

③気候の変動に適応する

地球温暖化により夏の猛暑、台風の勢力巨大化、局地的短時間集中豪雨などが頻発して いることから、これらの気候変動に生活や事業活動が適応するための取組を行います。

- <町の取組> |・クールシェア、ウォームシェアの普及
 - 熱中症予防対策の普及啓発
 - ・豪雨・土砂災害への治水・防災対策の推進

4 二酸化炭素の吸収源となる自然や緑を守る

植物は光合成により二酸化炭素を吸収し、一部を植物の中に固定化させることから、森 林や樹木の保全、緑化などにより自然や緑を守ります。

- <町の取組> │・公園・緑地の整備及び適切な管理の推進
 - ・公共施設における緑化の推進
 - ・民有地・住宅敷地などにおける緑化の促進
 - ・河川やため池周辺の自然地としての整備・保全の推進
 - ・農業生産の場所としての農地の保全・活用
 - ・里山保全活動の促進
 - ・地域の大切な緑地としての東浦自然環境学習の森の管理・運営

⑤ごみの排出量を減らす

ごみの運搬、焼却、埋立てなどの処分においてもエネルギーの使用や二酸化炭素が排出 されるため、ごみの減量、資源化などにより、ごみの排出量を削減します。

<町の取組>

- ・家庭系可燃ごみ処理有料化の継続
- ・家庭系ごみ減量の普及・啓発
- ・事業所に対するごみ減量の普及・啓発
- ・レジ袋削減、包装簡素化の促進、マイバックの利用普及
- ・バイオプラスチックの普及・活用促進
- ・ 食品ロス削減の促進
- ・ごみ分別の周知の徹底
- ・地域や事業所との協働による資源ごみ回収の促進

(9)推進方法

住民、事業者、行政などの多様な主体が、以下の役割を踏まえて、連携・協働により取組を行います。また、東浦町全体で環境にやさしい暮らし方や活動を推進していきます。

【住民】

- ・家庭での日頃の取組
- ・地域やボランティアなどの取組への参加
- ・地球温暖化への理解

連携 (事業者)協働 ・事業活動

- ・事業活動、社会貢献活動としての取組
- ・住民や地域、NPO などとの協働
- ・地球温暖化への理解、広報への協力

連携 協働

【行政】

- ・地球温暖化の知識の普及、理解の促進
- ・行政の取組の実施
- ・住民、事業者、地域、NPO との協働

連携 協働

第7	音	計画	⊕ #	生准	大生
<i>3</i> 77 / .	도	8 I 🕮	ひりり	主人在「	件而当

1 計画の推進方法

(1)住民・事業者等との協働

東浦町の環境を守り、持続可能な社会の構築に貢献するためには、この計画を確実に推進し、その担い手である住民・事業者と行政がそれぞれの役割分担と責任のもと、環境保全と創造のために主体的・自発的に取り組むことが重要です。そのためには、住民・事業者・行政がこの計画の理念や目標を共有し、協働による取組を展開していく必要があります。

(2) 行政の取組(町内関係部局との連携)

行政の取組については、この計画に基づく実施計画を環境審議会に諮りながら、具体的な 事業を展開するとともに、計画が目指す環境像である「未来への責任 環境を大切にするまち ひがしうら」の実現に向け、二酸化炭素の削減や生物多様性の保全、ごみの分別やリサイクル などに行政が率先的に取り組みます。

また、これらの取組については、環境分野だけではなく、都市計画、地域振興、産業、歴史・ 文化遺産など多くの部課に関係しているため、行政経営会議に諮り、各部局の計画と連携しな がら推進します。

なお、進行管理については環境審議会に報告し、助言をいただきます。

◆環境審議会

東浦町の環境を守る基本条例(平成9年条例第15号)に基づき設置されており、町議会議員、各種団体の代表者、事業者の代表者、関係行政機関の代表者、有識者などにより構成されています。この計画の策定及び変更に関する事項を審議します。

◆行政経営会議

町長、副町長、教育長並びに東浦町部制条例(昭和 56 年条例第2号)第1条に規定する 部の長及びこれらに相当する者で構成しています。各課の環境施策の推進状況を確認しなが ら、行政としての効果的な推進方法を協議します。

2 計画の進行管理

環境基本計画に掲げる施策を着実に、実効性のあるものとして推進するためには、施策の進捗状況を定期的に把握した上で評価し、改善点を次の施策展開へ反映させるために「PDCAサイクル」により進行管理を行います。行政施策だけではなく、住民・事業者との協働の取組についてもこの視点により評価し、次の施策展開を検討します。

①PLAN(計画)

具体的な実施事業を盛り込んだ、環境基本計画の実施計画を策定します。住民や事業者と の協働を意識しながら、より効果的な実施方策を検討します。

② DO (実施)

各部局において実施計画に基づき施策・事業を着実に実施します。住民や事業者において も、この計画の理念や目標に従い、環境を守る取組を行います。

③ CHECK (点検·評価)

各事業の実施状況を整理し、環境審議会や行政経営会議などにおいて点検・評価を行うとともに、住民・事業者の視点による点検・評価も行います。その結果、円滑に実施できていない施策、適切な効果が得られない施策については、その原因を検討します。施策の内容や実施方法の精査を行います。

④ACTION (見直し・改善)

点検・評価の結果を受けて、見直し・改善を行った上で、次の施策展開につなげます。

<PDCAサイクルによる進行管理>



<PLAN(計画)>

- ・実施方策の検討
- ・実施計画の作成



<ACTION(見直し・改善)>

- ・実施計画の見直し
- ・次年度の実施計画への反映

<DO(実施)>

- ・各部局による事業の実施
- ・住民・事業者の取組の実施



<CHECK(点検·評価)>

- ・実施事業の点検・評価
- ・「東浦の環境」での公表



<推進・進行管理の体制>

